

# 第2期滝沢市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度  
(2020～2024)



令和2年3月  
滝沢市

## 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画の対象 .....	3
5. 計画の策定体制 .....	3
第2章 滝沢市の現状と課題 .....	4
1. 人口・世帯の状況 .....	4
(1) 人口の推移 .....	4
(2) 年齢3区分の人口の推移 .....	5
(3) 性別の人口構成 .....	6
(4) 年少人口の推移 .....	7
(5) 出生の状況 .....	8
2. 未婚率の推移 .....	9
3. 女性の就労状況 .....	10
(1) 性別の就労状況 .....	10
(2) 産業別の就労状況 .....	10
(3) 性・年代別の就労状況 .....	11
(4) 女性の年齢別の就労状況の比較 .....	12
4. 教育・保育の利用状況 .....	13
(1) 保育所入所率の推移 .....	13
(2) 保育所待機児童等の推移 .....	13
5. アンケート調査の概要 .....	14
(1) 調査概要 .....	14
(2) 主な調査結果 .....	14
6. 子ども・子育て支援の課題 .....	18
(1) 保育・教育サービスの充実 .....	18
(2) 子育て環境の充実 .....	18
(3) ワーク・ライフ・バランスの普及 .....	18
(4) 子どもの貧困に関する支援の充実 .....	18
第3章 計画の基本的考え方 .....	19
1. 基本理念 .....	19
2. 基本的視点 .....	19
3. 基本目標 .....	20
4. 施策の体系 .....	21
5. 事業計画部分の考え方 .....	22

(1) 教育・保育提供区域の考え方 .....	22
(2) 人口推計 .....	24
(3) 量の見込みの算出方法について .....	25
第4章 施策の内容 .....	27
基本目標1 子どもがすくすく育つ環境づくり .....	27
(1) 多様な保育等の確保 .....	27
(2) 地域型保育給付の充実 .....	38
(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	39
(4) 教育・保育の連携と提供体制の確保 .....	49
(5) 小学校との連携強化 .....	49
(6) 放課後児童の子ども達の居場所づくりと環境改善 .....	50
(7) 母子保健と医療の充実 .....	50
基本目標2 安心して子育てができる環境づくり .....	51
(1) 仕事と子育ての両立支援 .....	51
(2) 子育てに係る経済的負担の軽減 .....	51
(3) ひとり親世帯への支援 .....	52
(4) 児童虐待防止対策の充実 .....	52
(5) 子どもの貧困対策の推進 .....	54
(6) 障がい児支援の充実 .....	55
第5章 計画の推進 .....	56
1. 計画推進及び進捗状況の把握 .....	56
2. 計画推進に向けた関係機関の役割 .....	57
(1) 家庭の役割 .....	57
(2) 地域の役割 .....	57
(3) 保育所・幼稚園・学校等の役割 .....	57
(4) 事業主の役割 .....	57
(5) 行政の役割 .....	58
資料編 .....	59
○第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定経過等 .....	59
○滝沢市子ども・子育て会議設置条例 .....	60
○滝沢市子ども・子育て会議委員名簿 .....	62

---

# 第 1 章 計画の概要

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速な少子化の影響により、労働力人口の減少や社会保障費の負担増加、地域社会の活力低下など、様々な課題が発生しています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に次世代育成支援対策推進法を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。しかし、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

平成 28 年 6 月には児童福祉法が改正され、子どもを保護の対象から権利の主体へとするという法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化され、また、令和元年 6 月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、市区町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

さらに、平成 31 年 2 月には、幼児教育の負担軽減を図ることで、全ての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的として、幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法改正案が閣議決定されました。

本市では、平成 17 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく、「次世代育成支援滝沢村行動計画」（前期計画）を、また、平成 22 年 3 月には後期計画を策定しました。平成 27 年 3 月には、「滝沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、「子どもの笑顔が輝くまちづくり」を基本理念とし、未来をつくる子どもたちが、幸福感を実感する中で、いつまでも夢を描き続けることができるまちづくりをめざして、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や滝沢市の子どもや子育てを取り巻く現状等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第 2 期滝沢市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」及び、子どもの貧困対策推進法第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」と一体的に策定します。

また、滝沢市第1次総合計画の健康福祉部門実施計画として位置づけ、様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進します。

### 子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 子どもの貧困対策推進法

（都道府県計画等）

第9条第2項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

## 4. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、18歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもとその保護者とします。

## 5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、子育て家庭における子どもと保護者の現状や意向、課題等についてご意見を伺うため、平成31年2月に「滝沢市子育てに関するアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

また、「子ども・子育てプロジェクト会議」や「滝沢市子ども・子育て会議」を開催し、ニーズ調査を通じて把握した現状や課題を踏まえて、子ども・子育てに関する施策や地域の子育て支援のあり方について検討を重ねました。さらに、パブリックコメントを実施し、広く意見や改善案等を求め、より良い計画の策定を目指しました。

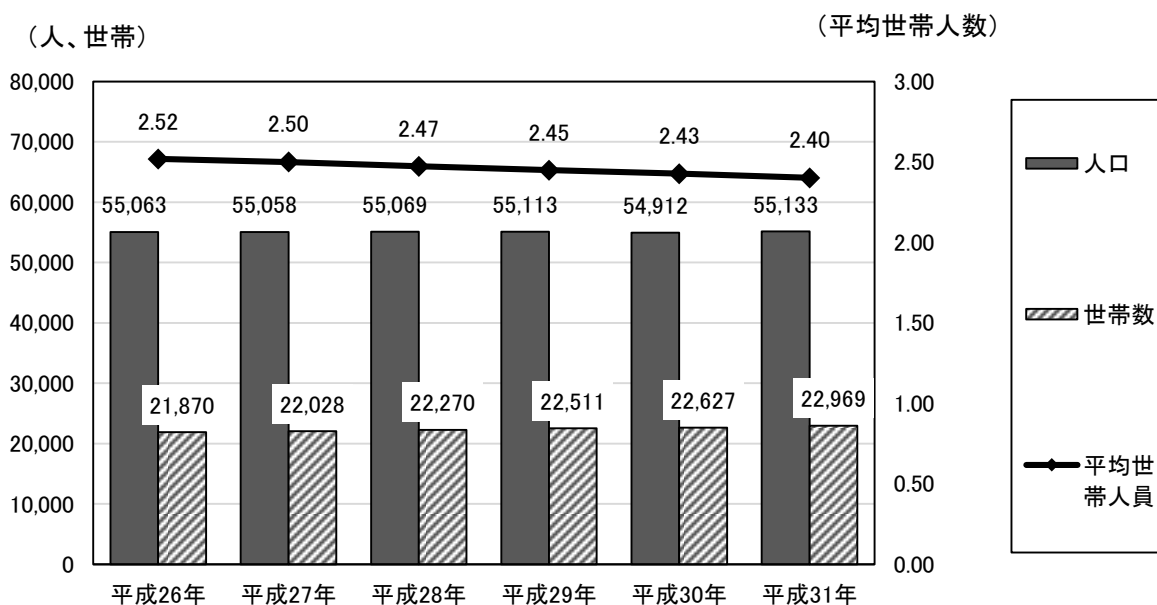
## 第2章 滝沢市の現状と課題

### 1. 人口・世帯の状況

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成31年と平成26年を比べると70人増加しています。あわせて、世帯数も1,099世帯増加しているため、一世帯あたりの平均人員が減少しており、一人暮らし世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。

【人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



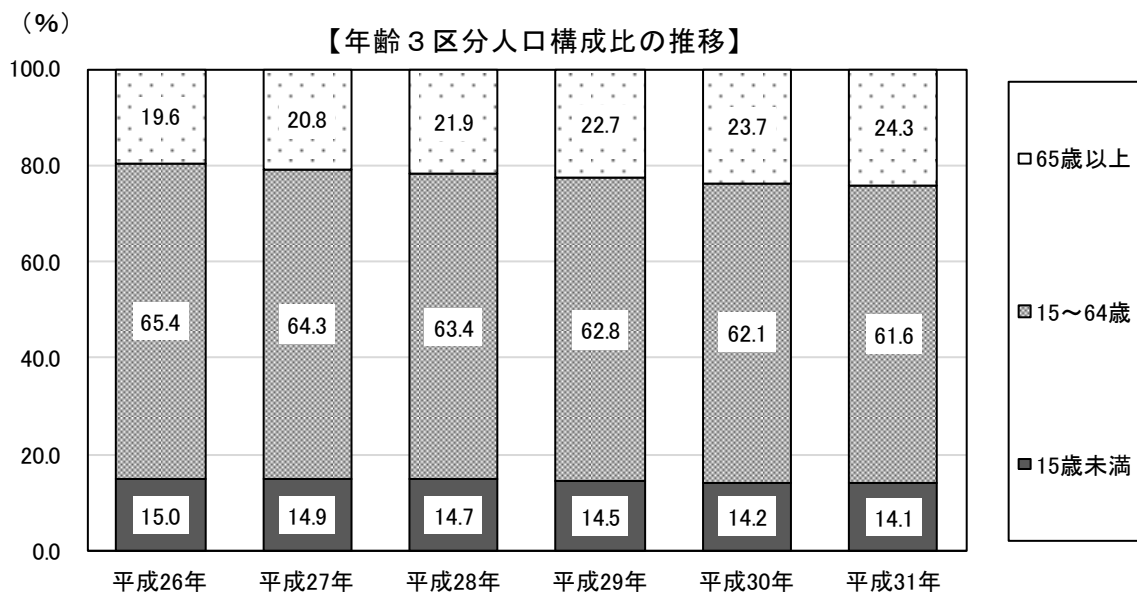
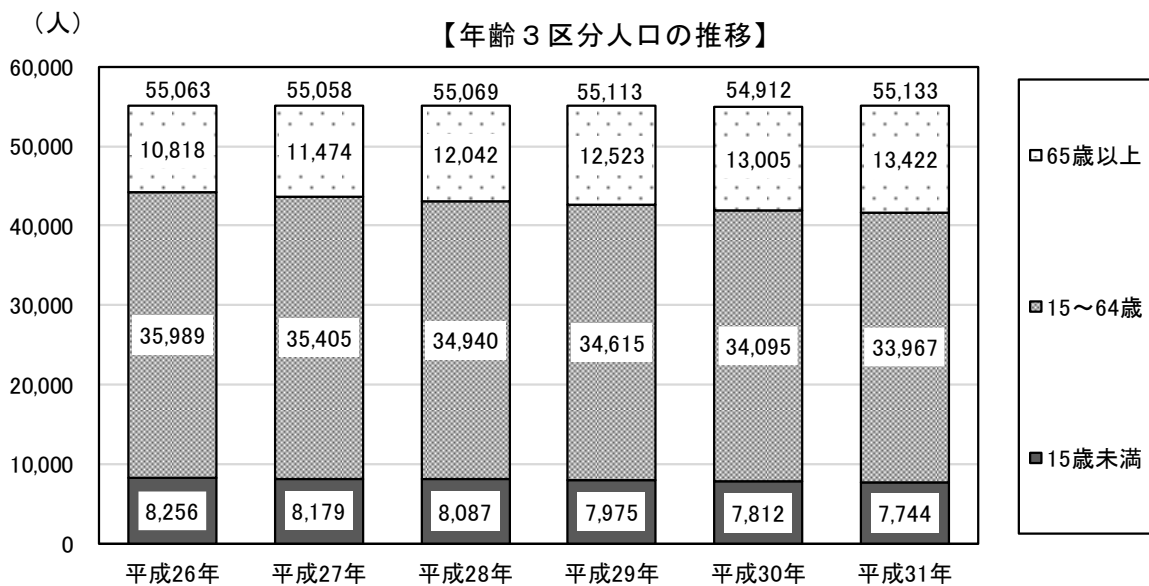
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## (2) 年齢3区分の人口の推移

本市の人口を年齢区分別でみると、平成31年の15歳未満の年少人口は7,744人、総人口に占める割合は14.1%と、平成26年に比べて512人減少し、構成比でも1.0ポイント減少しています。15～64歳の生産年齢人口は年々減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続け、高齢化を示す指標により、平成31年の高齢化率は24.3%と超高齢社会に到達しています。

※高齢化を示す指標

- 「高齢化社会」：65歳以上の人口が、全人口の7%超
- 「高齢社会」：65歳以上の人口が、全人口の14%超
- 「超高齢社会」：65歳以上の人口が、全人口の21%超

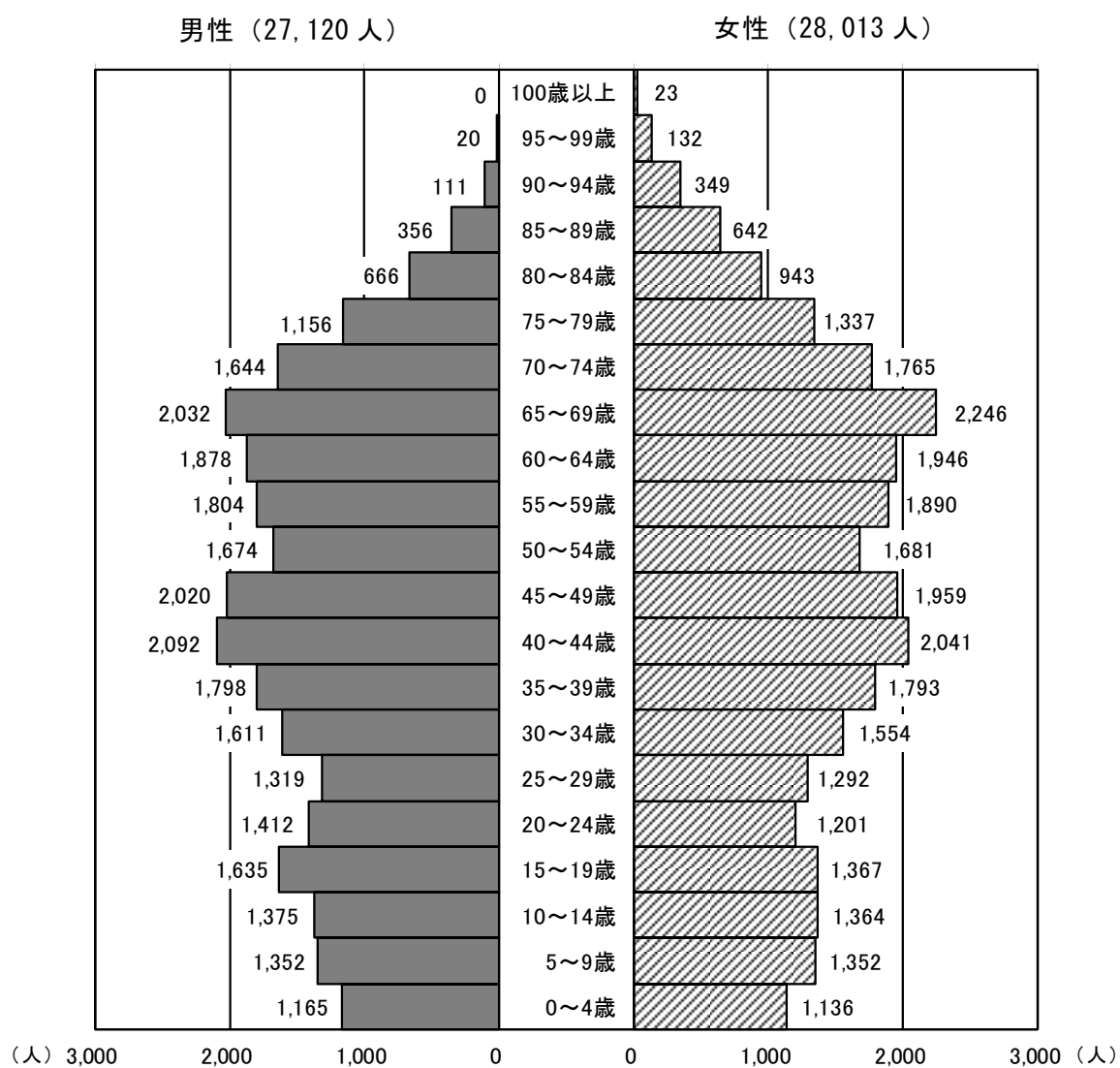




### (3) 性別の人口構成

本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに40～49歳及び65～69歳人口が多く、0～4歳人口が少ない、高齢化を示す「つぼ型」となっています。

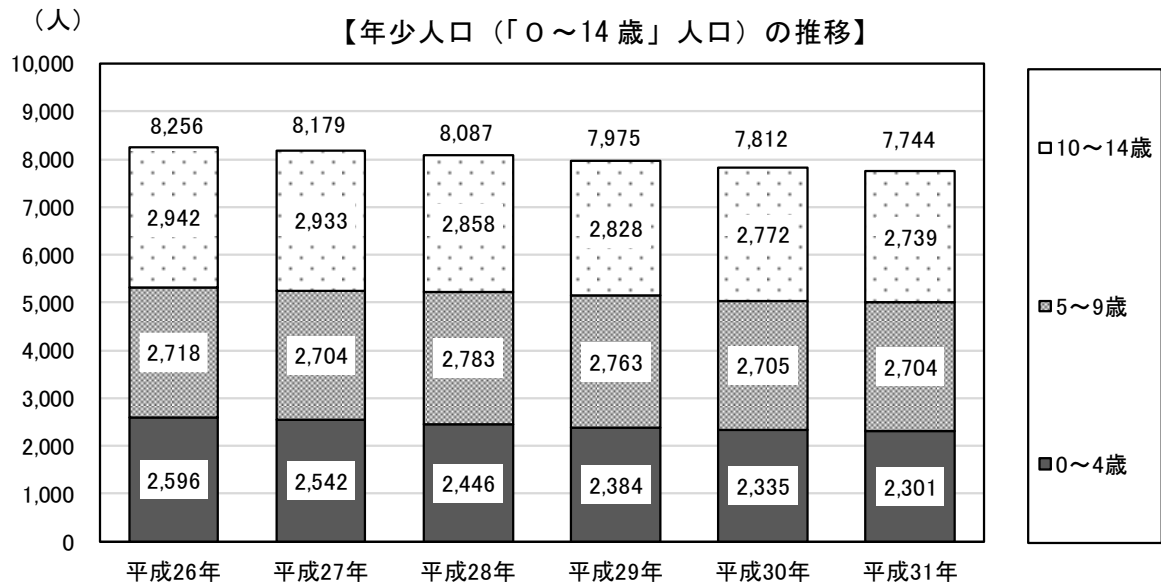
【人口ピラミッド（平成31年）】



資料：住民基本台帳（平成31年3月31日現在）

#### (4) 年少人口の推移

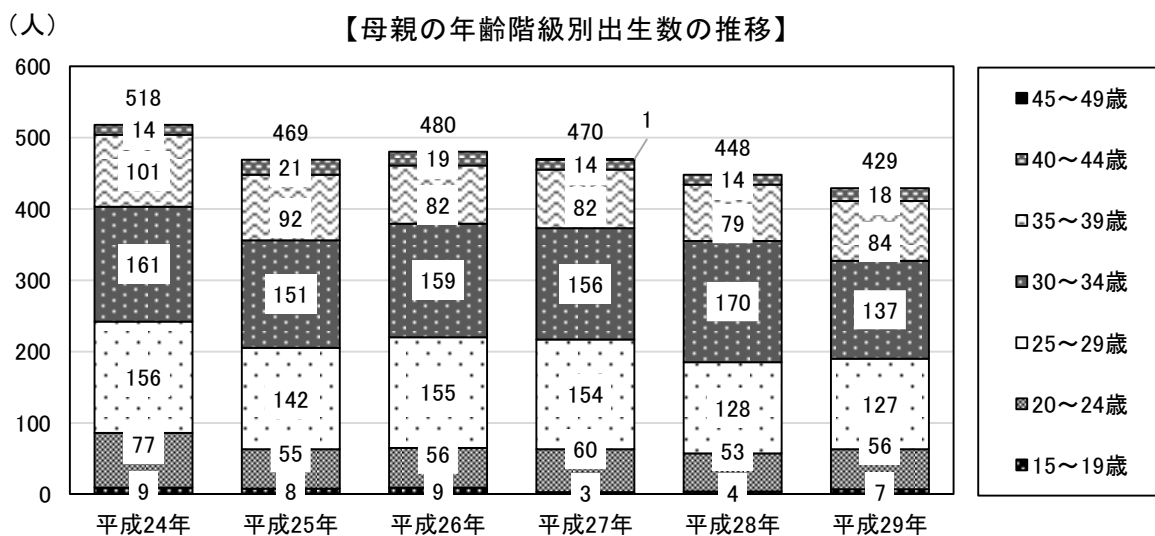
年少人口（「0～14歳」人口）の推移をみると、平成31年は平成26年に比べて全ての年齢で減少傾向となっています。



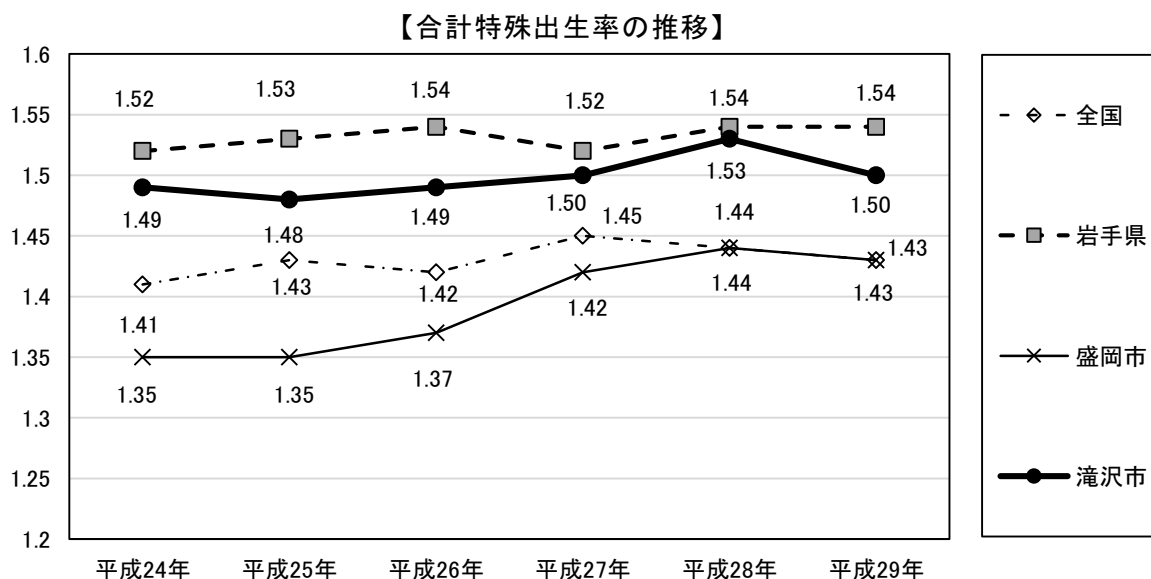
### (5) 出生の状況

母親の年齢階級別出生数の推移をみると、平成24年と平成29年を比べると出生数が減少していることもあり、40～44歳以外の年齢で減少傾向となっています。40～44歳のみ、平成24年と比べて平成29年の方が出生数の増加がみられます。

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成28年は1.53と高くなっていますが、この年以外はほぼ横ばい傾向で推移しています。本市の少子化傾向は、平成29年の全国（1.43）及び盛岡市（1.43）に比べて緩やかですが、県（1.54）に比べると0.04ポイント低く、人口維持が可能とされる2.07を下回っています。



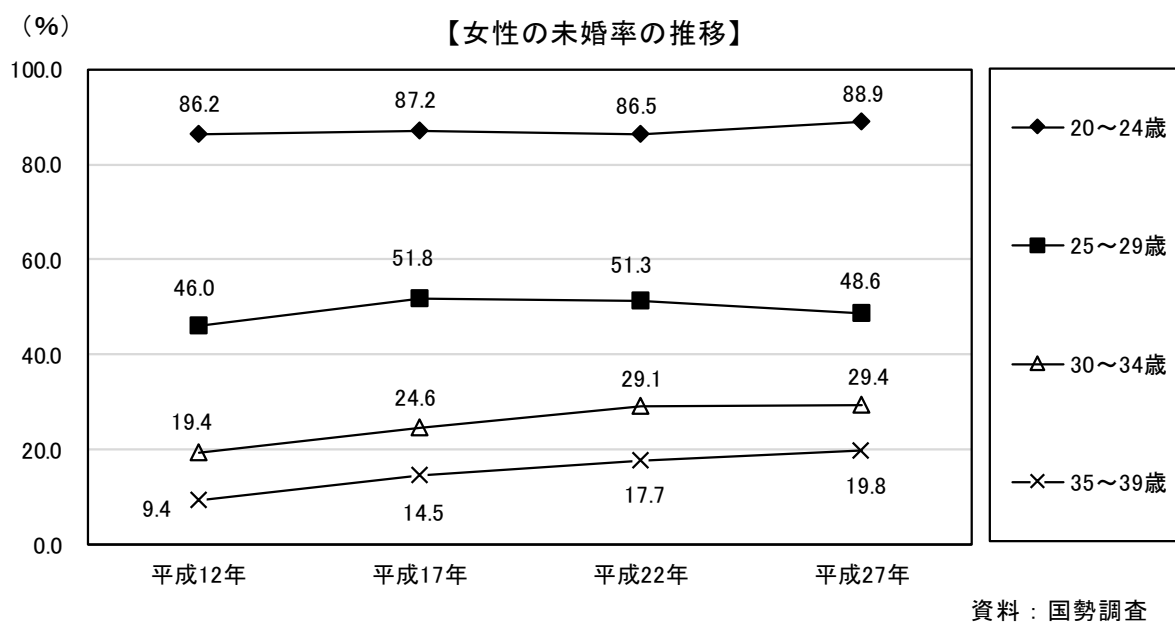
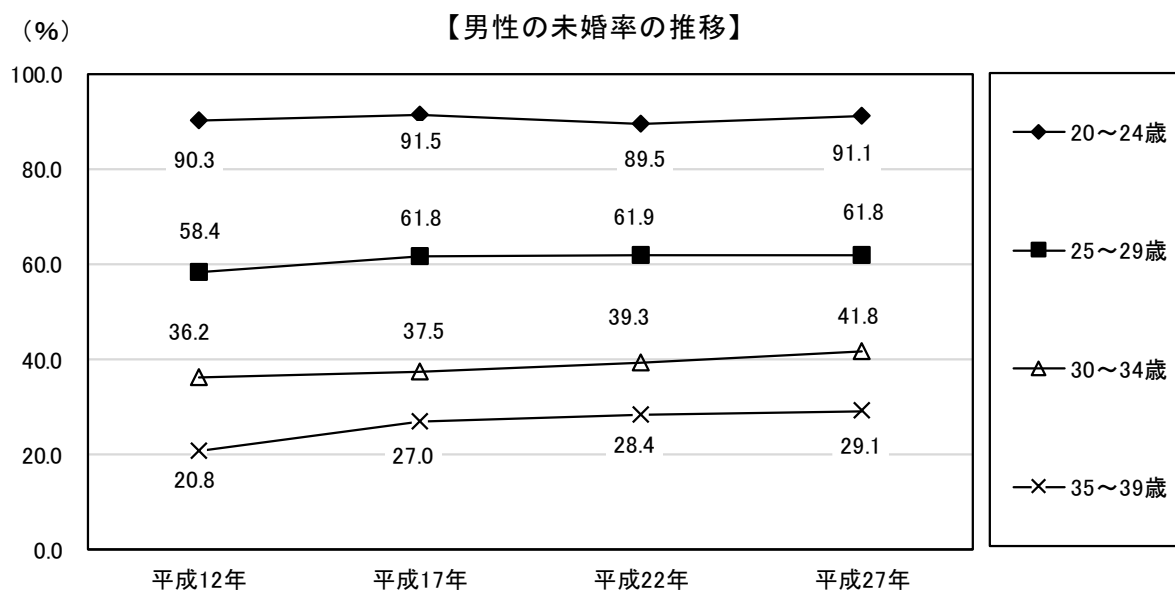
資料：岩手県保健福祉部（保健福祉年報）



資料：保健福祉年報・全国は厚生労働省公表値（人口動態調査）

## 2. 未婚率の推移

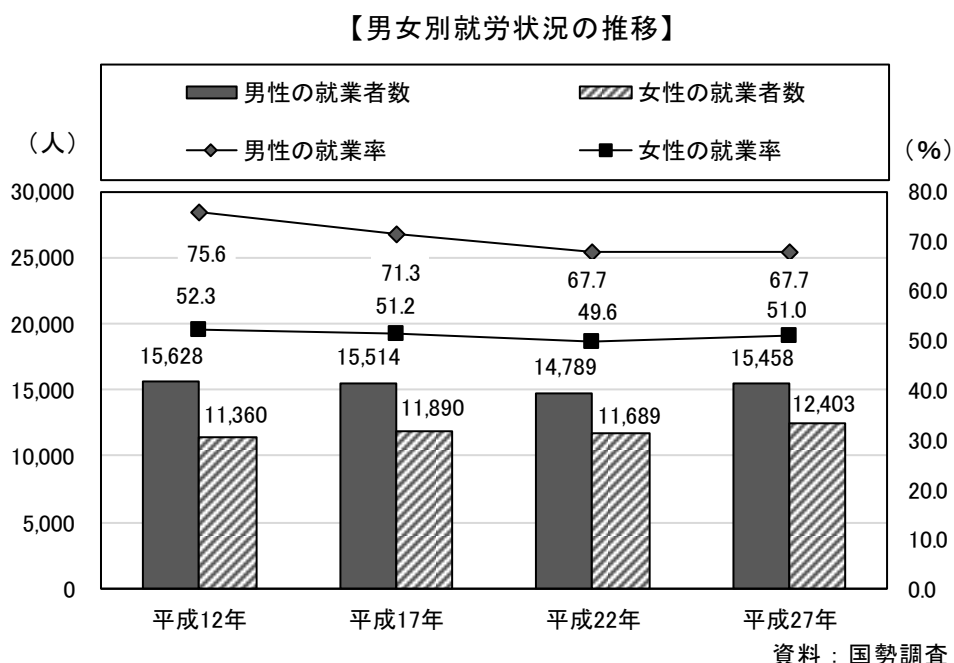
未婚率の状況について性・年齢別にみると、男性の20代の未婚率は、ほぼ横ばい傾向で推移しています。女性の20～24歳についてもほぼ横ばい傾向となっていますが、25～29歳は平成17年から年々減少傾向となっています。30代では平成12年に比べて男性の30～34歳で5.6ポイント、35～39歳では8.3ポイント、女性の30～34歳では10.0ポイント、35～39歳では10.4ポイント増加し、全体的に未婚率が上昇傾向にあります。



### 3. 女性の就労状況

#### (1) 性別の就労状況

性別の就労状況をみると、男性の就業率は、平成12年（75.6%）から平成27年（67.7%）にかけて、7.9ポイント下降しています。一方、女性では、平成12年（52.3%）から平成27年（51.0%）にかけて1.3ポイントの下降と、男性に比べて緩やかに下降しています。



#### (2) 産業別の就労状況

産業別の就業者数をみると、第二次産業が年々減少傾向、第三次産業は増加傾向となっています。第一次産業は平成22年までは年々減少していましたが、平成27年は増加しています。

**【産業別就業者数の推移】**

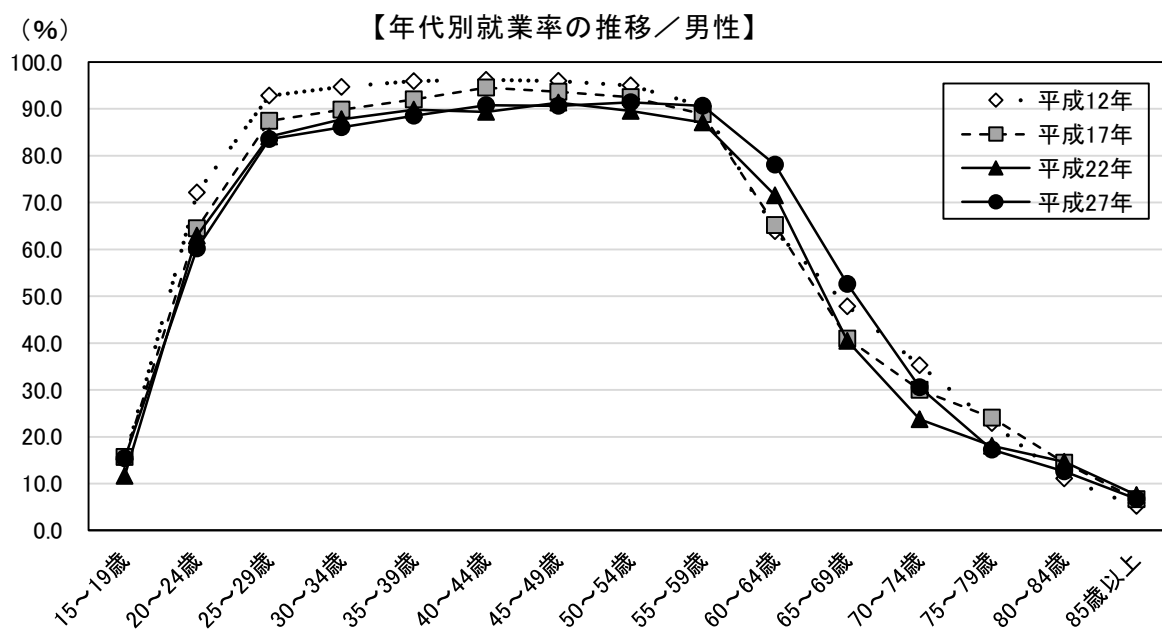
(人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業	1,564	1,551	1,374	1,399
	5.8%	5.7%	5.2%	5.1%
第二次産業	7,055	6,263	5,683	6,100
	26.2%	23.0%	21.8%	22.4%
第三次産業	18,289	19,432	19,067	19,792
	68.0%	71.3%	73.0%	72.5%

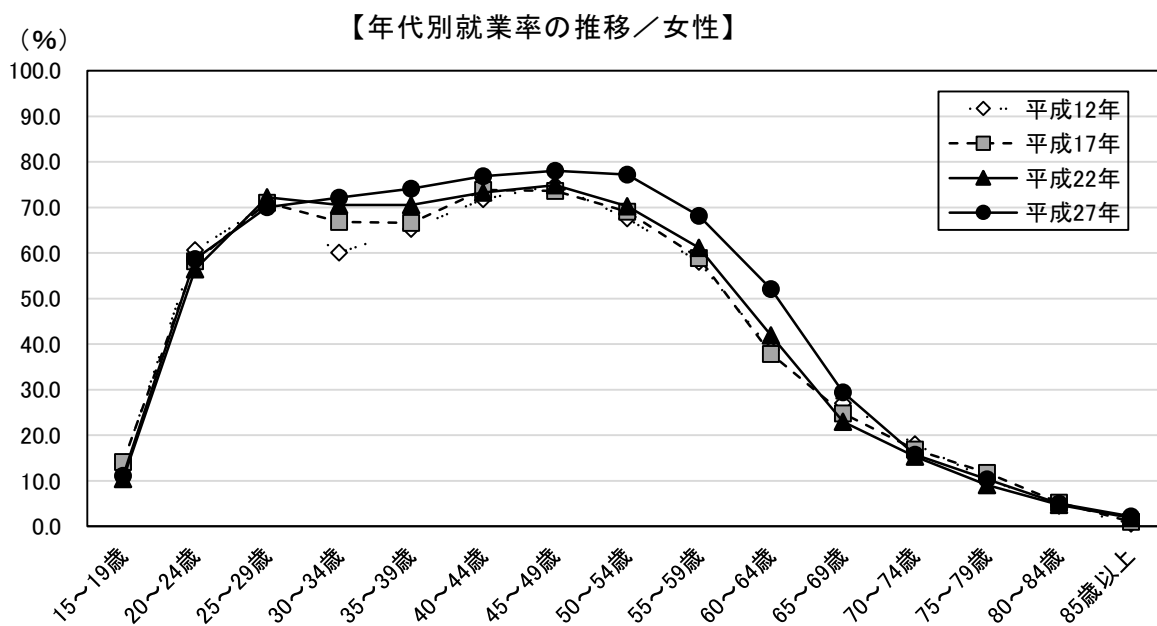
資料：国勢調査

### (3) 性・年代別の就労状況

性・年代別の就業率をみると、女性の場合、これまでは子育て期にあると考えられる30歳代の年代でやや落ち込むM字カーブを描いていましたが、その形は年々緩やかになり、平成27年には男性の示す曲線に近づいている様子がうかがえます。未婚率の上昇も要因の1つであると考えられます。



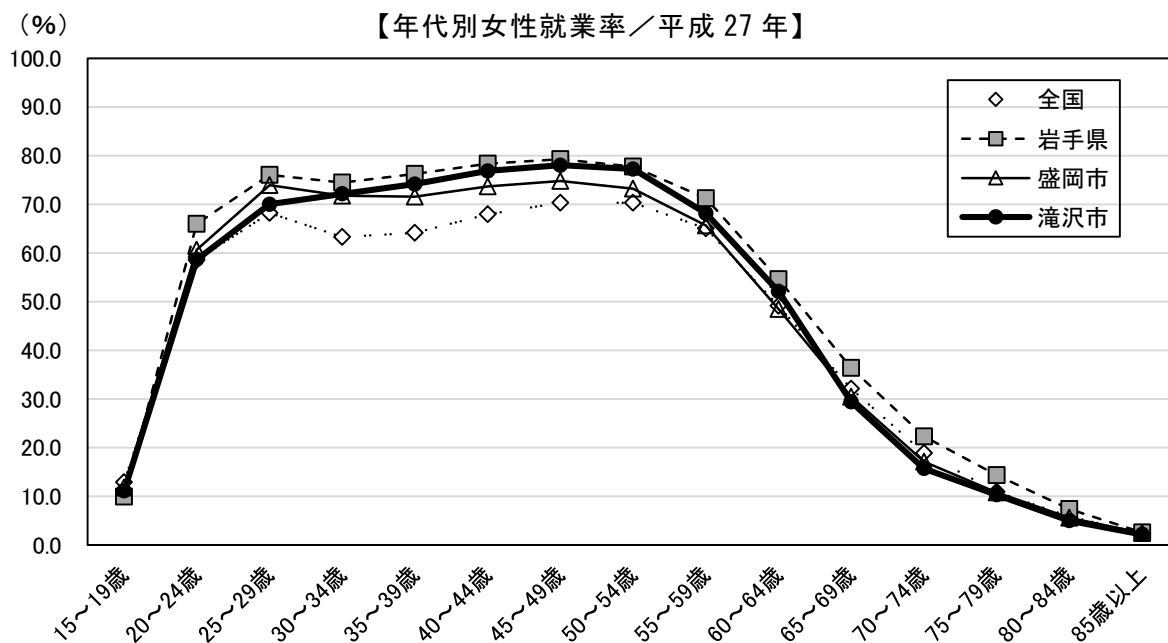
資料：国勢調査



資料：国勢調査

#### (4) 女性の年齢別の就労状況の比較

女性の就業率を国、岩手県、盛岡市と比較すると、M字カーブのくぼみ部分は、国及び岩手県、盛岡市より緩やかですが、台形に近い形となっています。



資料：国勢調査

## 4. 教育・保育の利用状況

### (1) 保育所入所率の推移

保育所は、平成29年度にりんごの森保育園が分園を新設し、これまでの15園から16園となりました。

出生児数及び0～5歳児童数は減少傾向にあるものの、年間延入所数は増加しており、平成30年度の入所率では57.09%となっています。

	H27	前年比	H28	前年比	H29	前年比	H30	前年比
保育所数	15	0	15	0	16	1	16	0
出生数	469	△20	427	△42	433	6	395	△38
0～5歳児童数A	3,097	△38	3,013	△84	2,909	△104	2,820	△89
定員数	1,270	52	1,275	5	1,295	20	1,350	55
年間延入所数B	17,528	977	17,894	366	18,143	249	19,318	1,175
(1号認定含)	20,745	4,194	20,663	△82	21,238	575	20,848	△390
1か月当入所数	1,460	81	1,491	31	1,512	21	1,610	98
C (B/12)	1,729	349	1,722	△7	1,770	48	1,737	△33
入所率% C/A	47.14	3.15	49.49	2.35	51.98	2.49	57.09	5.11
	55.83	—	57.15	1.32	60.85	3.70	61.60	0.75

※出生数は年度中、0～5歳児童は各年4月1日現在、定員数は年度末の数値。

### (2) 保育所待機児童等の推移

待機児童数は各年で増加し平成31年度には35人、入所保留数は121人となっています。

	H27	H28	H29	H30	H31
待機児童数	1	16	27	27	35
該当 年齢	0歳	0	0	0	0
	1歳	1	12	15	21
	2歳	0	4	10	7
	3歳	0	0	1	2
	4歳	0	0	0	0
	5歳	0	0	0	0
※入所保留数	43	87	99	94	121

資料：児童福祉課（各年4月1日）

※他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童には含めません。

※入所保留数：待機児童も含め広い意味で入所を待っている児童の数。特定の保育所を希望し待機している場合や、転園希望や求職中で入所基準を十分に満たしていない場合も含め、国の待機児童の定義には該当しないが、保育所の入所を希望し入所保留となっている児童。



## 5. アンケート調査の概要

本計画の策定に向けて、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために就学前児童を持つ保護者及び小学生を持つ保護者を対象にそれぞれ 2,000 人を無作為抽出し、ニーズ調査を実施しました。

### (1) 調査概要

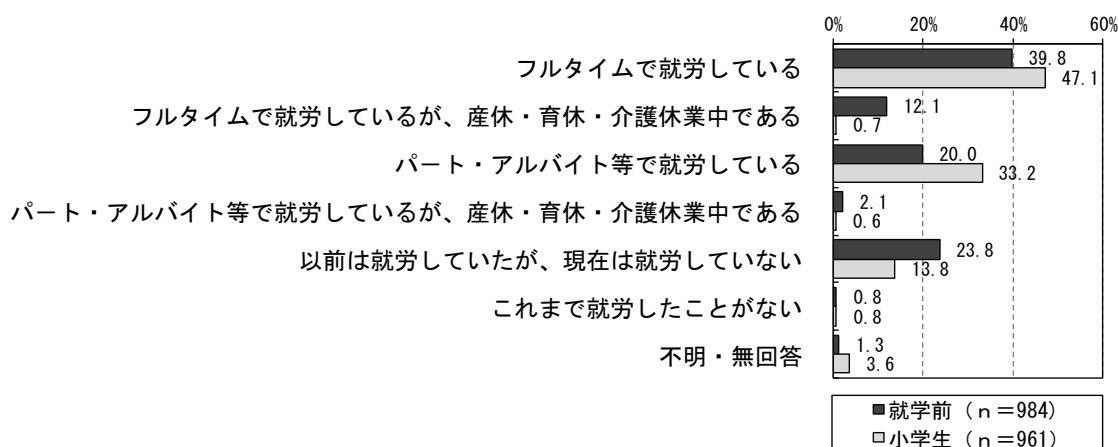
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 調査期間：平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 2 月 15 日まで
- 調査対象、配付数等：以下の通り

調査の種類	対象者	配付数	回収数	回収率
就学前児童ニーズ調査	市内の就学前児童を持つ保護者を対象	2,000	984	49.2
就学児童ニーズ調査	市内の就学児童を持つ保護者を対象	2,000	961	48.1

### (2) 主な調査結果

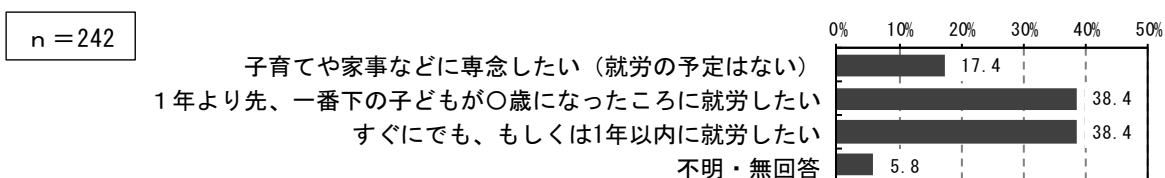
#### ①就労状況（母親）

就学前調査は小学生調査に比べて、就労していないと回答した割合が多くなっていますが、産休・育休・介護休業中を含めてフルタイムで働いている割合が多くなっています。



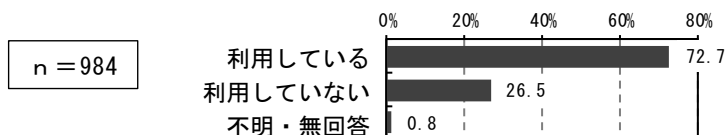
#### ②就労希望（母親：就学前調査）

「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」と回答した割合は、38.4%となっています。



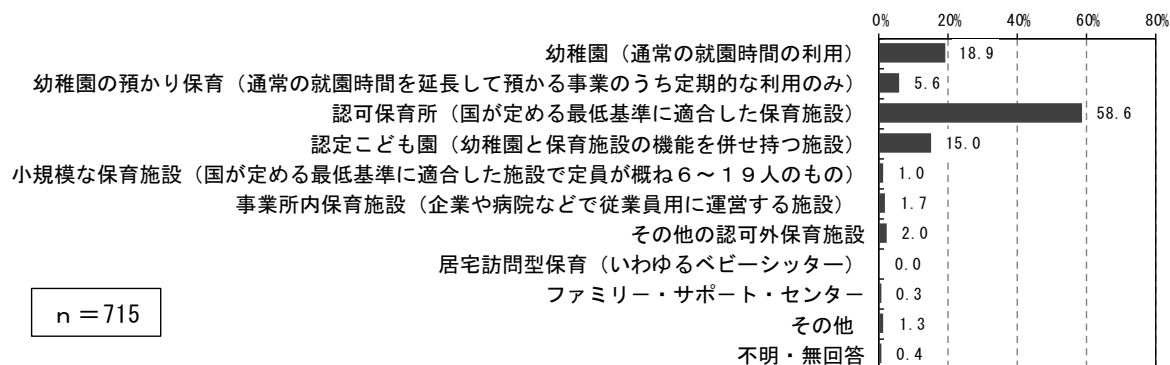
### ③定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前調査）

「利用している」が72.7%、「利用していない」が26.5%となっています。



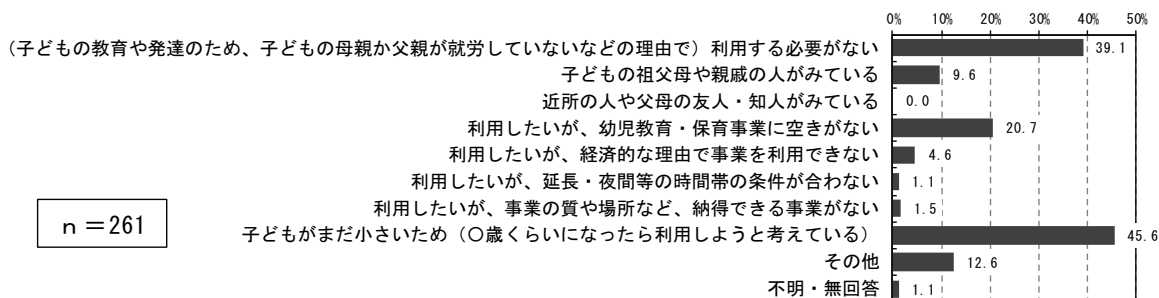
### ④利用している教育・保育事業（就学前調査）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した保育施設）」が58.6%で最も多く、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」(18.9%)と「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」(15.0%)がつついています。



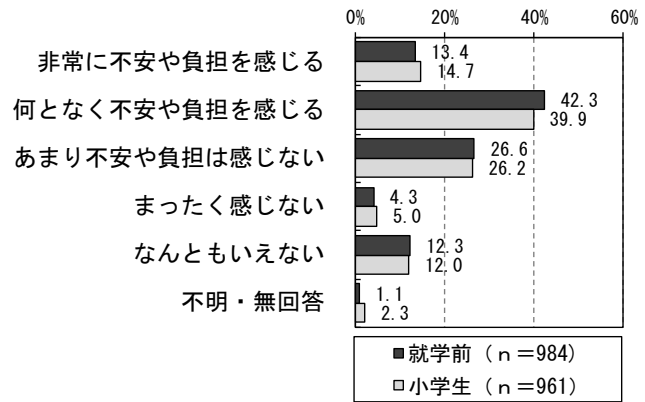
### ⑤教育・保育事業の未利用理由（就学前調査）

「子どもがまだ小さいため（0歳くらいになったら利用しようと考えている）」が45.6%で最も多く、「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」(39.1%)と「利用したいが、幼児教育・保育事業に空きがない」(20.7%)がつついています。



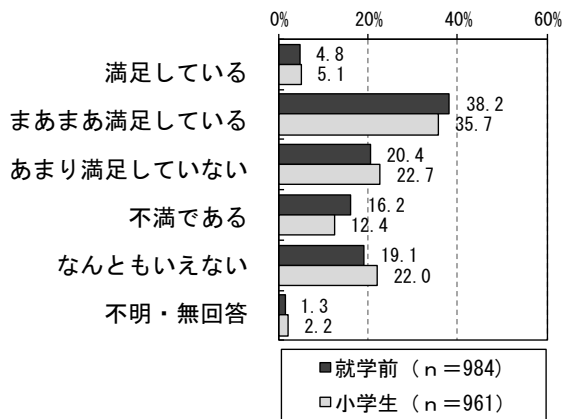
### ⑥子育ての不安感や負担感

就学前調査と小学生調査には大きな違いがなく、6割強の人が子育てに不安や負担を感じています。



### ⑦居住地の子育て環境・支援の満足度

就学前調査と小学生調査には大きな違いがなく、4割強の人が子育て環境や支援に満足しており、なんともいえないを合わせると6割程度となっています。



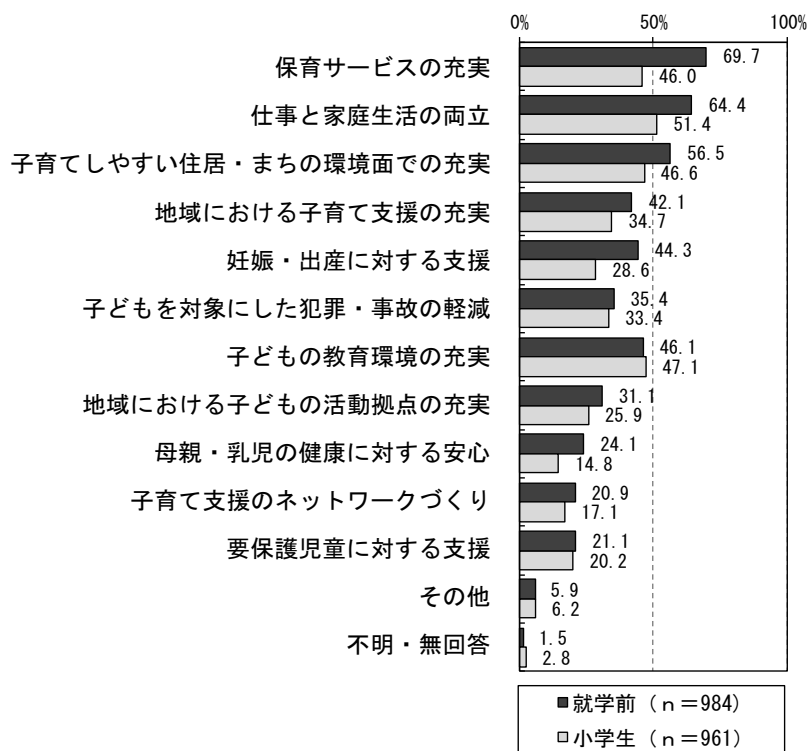
### ⑧有効だと思う子育て支援・対策

就学前調査は、

- 1位「保育サービスの充実」(69.7%)
- 2位「仕事と家庭生活の両立」(64.4%)
- 3位「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(56.5%)

小学生調査は、

- 1位「仕事と家庭生活の両立」(51.4%)
- 2位「子どもの教育環境の充実」(47.1%)
- 3位「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(46.6%)



## 6. 子ども・子育て支援の課題

### (1) 保育・教育サービスの充実

- 女性の就業率は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇し、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。
- ニーズ調査結果によると、就学前、小学生ともに5割の母親がフルタイムで就労しています。また、現在働いていない母親についても、将来的に就労を希望する人も一定数いることがうかがえます。
- 今後も女性の社会進出の流れが続くと考えられることから、保育ニーズの増加が予測されます。
- 一方、施設調査では、保育士の確保や働きやすい環境づくりが課題として挙げられていることから、受け入れ体制の整備や情報共有において官民連携を強化し、待機児童対策や柔軟な受け入れに努めることが重要です。

### (2) 子育て環境の充実

- 有効だと思う子育て支援策について、ニーズ調査結果では、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」という回答が多くなっており、親子や子どもが安心して遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。
- また、昨今では子どもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、保護者の安心・安全に子育てできる環境への意識が高まっています。子どもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の点検等が必要です。
- 保護者同士や身近な地域住民同士の交流や、子育て家庭が相談しやすい体制整備、情報提供の充実が必要です。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの普及

- 有効だと思う子育て支援策について、ニーズ調査結果では、「仕事と家庭生活の両立」という回答が多くなっており、保育環境の整備・充実だけではなく、ワーク・ライフ・バランス、柔軟で多様な働き方の実現、家庭内での男女の役割分担意識の改善などの普及、啓発、行動が重要です。

### (4) 子どもの貧困に関する支援の充実

- 「平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、我が国の子どもの貧困率は13.9%と、前回調査（平成 24 年）と比べると2.4ポイント低下したものの、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあるという水準にあります。
- また、世帯の経済状況は、学習面や余暇活動など子どもの生活に連動すると言われています。
- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないように、子どもの貧困の解消に向けた取組を進めることが重要です。

---

## 第3章 計画の基本的考え方

---

### 1. 基本理念

## 子どもが安心して暮らせる環境づくり

すべての子どもは、生きる権利、守られる権利、平等に扱われる権利そして愛情を持って育てられ健やかに成長する権利があります。そのために、子ども及び子育てへの支援を通じ、子どもの最善の利益が図られる環境の整備を目指します。

### 2. 基本的視点

基本理念を受け、本計画における基本的な視点を以下に整理します。

#### ①子どもの視点

すべての子どもがのびのびと育つことができるよう、子どもの幸せを第一に考え、子どもの個性が尊重されるよう配慮が必要です。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、その他の状況にかかわらず、「子どもの最善の利益」が実現されなければなりません。子ども一人ひとりが、住み慣れた地域で、健やかに成長していくことのできる環境づくりを推進します。

#### ②次世代の親づくりという視点

子育てについての第一義的責任は保護者が有するという前提のもとで、保護者の主体性やニーズを尊重した各種支援や環境整備を進めていくことが重要です。

また、保護者が子育てを通じて親として成長する「親育ち」への支援や、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子どもと向き合い、子どもとともに成長していけるよう支援します。

#### ③社会全体による支援の視点

家庭、学校、地域、事業者、行政等といった、あらゆる分野の構成員一人ひとりが、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことで、地域全体で子どもの成長を支え、見守り、子育て家庭を支援していく環境の整備を推進します。

### 3. 基本目標

基本理念の実現をめざし、以下の基本目標を設定します。

#### 基本目標 1 子どもがすくすく育つ環境づくり

子ども達が、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等で安心して過ごすことができるよう、保育・教育環境の整備を進めるとともに、疾病等の予防や早期発見、早期対応ができるように母子保健や医療に関する取組を積極的に推進します。

- 多様な保育等の確保
- 地域型保育給付の充実
- 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 教育・保育の連携と提供体制の確保
- 小学校との連携強化
- 放課後児童の子ども達の居場所づくりと環境改善
- 母子保健と医療の充実

##### 【取組指標】

「子ども達が不安なく暮らせると感じている人の割合」  
令和元年把握値：30.3% → 令和6年値：50.0%

#### 基本目標 2 安心して子育てができる環境づくり

安心して子育てができるように、子育てをしながらでも安心して働く環境づくりを推進するとともに、ひとり親家庭や貧困家庭、障がい児のいる家庭など、家庭の状況に合わせた相談支援、経済的支援、情報提供など各種支援に努めます。また、児童虐待防止のために、主任児童委員、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等の関係機関と連携し地域で安心して子育てができるまちづくりを目指します。

- 仕事と子育ての両立支援
- 子育てに係る経済的負担の軽減
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 児童虐待防止対策の充実
- 子どもの貧困対策の推進
- 障がい児支援の充実

##### 【取組指標】

「子育ての悩みや不安を相談できる人がいる（いた）人の割合」  
令和元年把握値：68.5% → 令和6年値：83.2%

## 4. 施策の体系

本計画期間の施策体系は以下の通りです。

<p>【基本理念】</p> <p style="text-align: center;">『子どもが安心して暮らせる環境づくり』</p>	
<p>【基本的視点】</p> <p>①子どもの視点 ②次世代の親づくりという視点 ③社会全体による支援の視点</p>	
<p>【基本目標1】</p> <p>子どもがすくすく育つ環境づくり</p>	<p>【基本目標2】</p> <p>安心して子育てができる環境づくり</p>
<p>【取組方向1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な保育等の確保</li> <li>○地域型保育給付の充実</li> <li>○地域子ども・子育て支援事業の充実</li> <li>○教育・保育の連携と提供体制の確保</li> <li>○小学校との連携強化</li> <li>○放課後児童の子ども達の居場所づくりと環境改善</li> <li>○母子保健と医療の充実</li> </ul>	<p>【取組方向2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事と子育ての両立支援</li> <li>○子育てに係る経済的負担の軽減</li> <li>○ひとり親世帯への支援</li> <li>○児童虐待防止対策 (又は要保護等児童対策)の充実</li> <li>○子どもの貧困対策の推進</li> <li>○障がい児支援の充実</li> </ul>



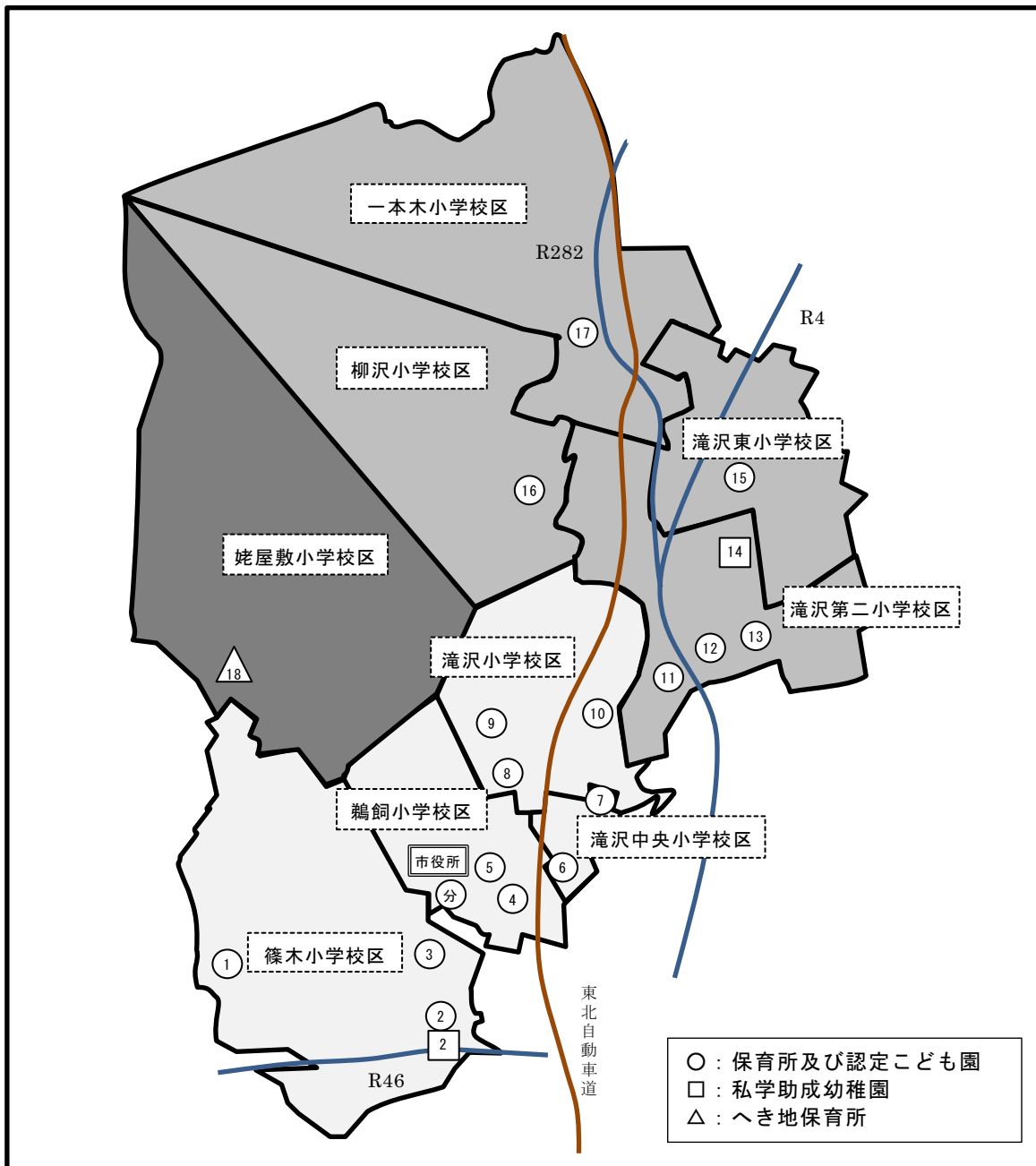
## 5. 事業計画部分の考え方

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

本市では、教育・保育（2号・3号認定）及び延長保育事業、一時預かり事業（幼稚園在園時以外の預かり保育）を小学校区（3区域）、放課後児童クラブを小学校区（9区域）に設定し、その他の事業は市内全域を対象にします。

分類	事業名	内容	区域
教育・保育	(1) 1号認定	(認定こども園、幼稚園【3～5歳】)	市内全域
	(2) 2号認定	(認定こども園、保育所【3～5歳】)	小学校区 3区域
	(3) 3号認定	(認定こども園、保育所、地域型保育事業【0～2歳】)	小学校区 3区域
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	39ページ参照	市内全域
	(2) 延長保育事業	39ページ参照	小学校区 3区域
	(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	40ページ参照	市内全域
	(4) 放課後児童健全育成事業	40～42ページ参照	小学校区 9区域
	(5) 子育て短期支援事業	43ページ参照	市内全域
	(6) 乳児家庭全戸訪問事業	44ページ参照	市内全域
	(7) 養育支援訪問事業	44ページ参照	市内全域
	(8) 地域子育て支援拠点事業	45ページ参照	市内全域
	(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	52～53ページ参照	市内全域
	(10) 一時預かり事業	①幼稚園における預かり保育 46ページ参照	市内全域
		②幼稚園在園児以外の預かり保育 45～46ページ参照	小学校区 3区域
	(11) 病児保育事業	47ページ参照	市内全域
	(12) ファミリー・サポートセンター事業	48ページ参照	市内全域
(13) 妊婦健康診査	48ページ参照	市内全域	



篠木小学校区		鶺鴒小学校区		滝沢中央小学校区	
1	ふうりん保育園	4	鶺鴒保育園	6	なでしこ保育園
2	大釜保育園・大釜幼稚園	5	ふじなでしこども園	7	つばめ幼稚園
3	大沢保育園	分	りんごの森保育園分園つぼみ園		

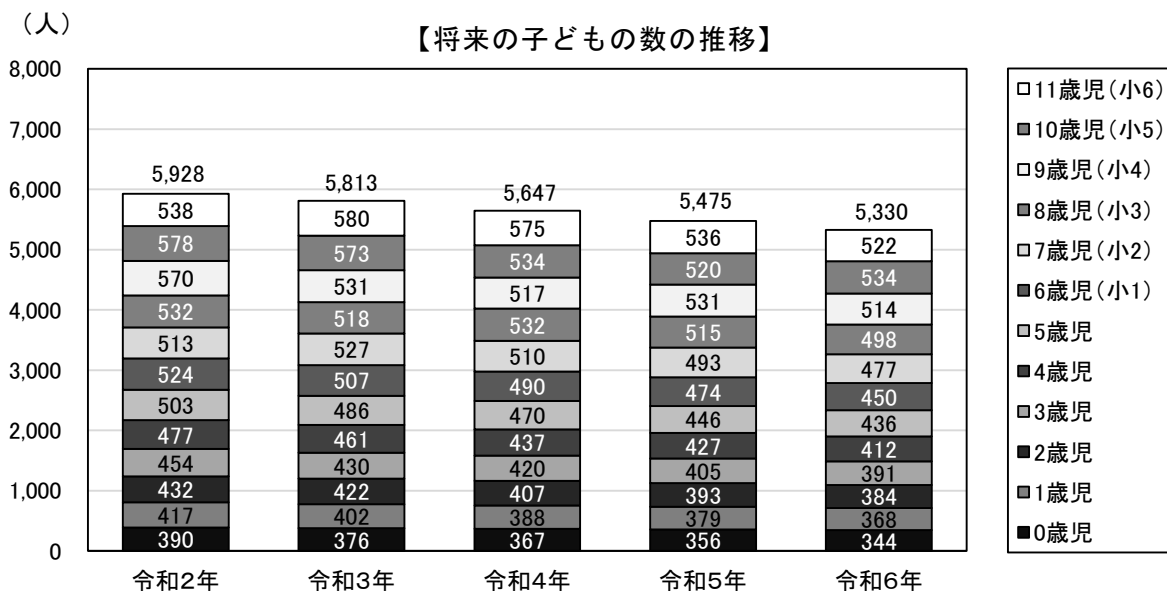
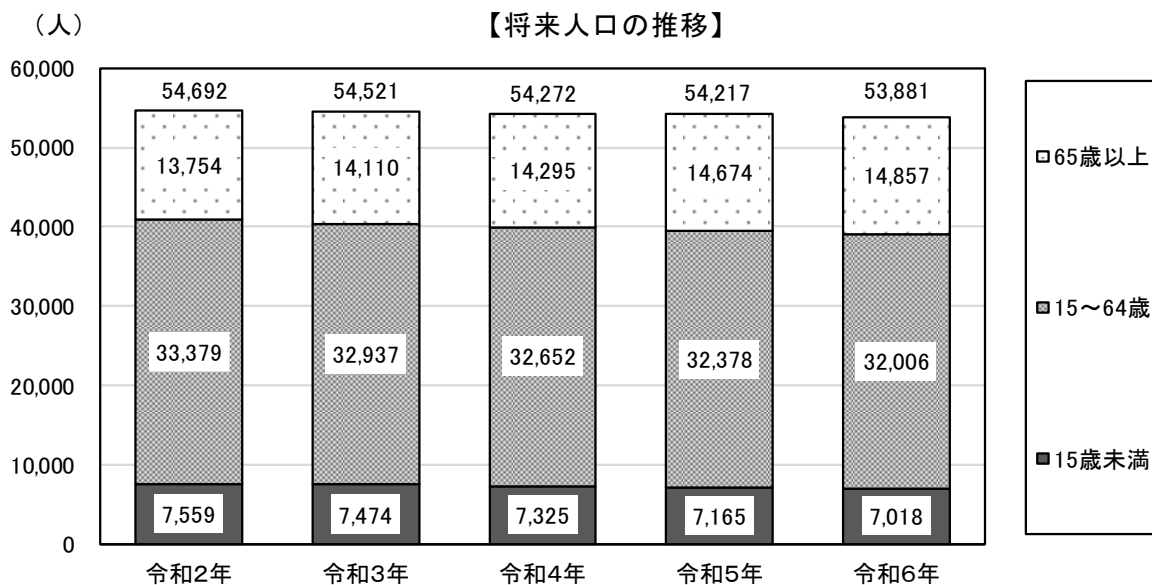
滝沢小学校区		滝沢第二小学校区		滝沢東小学校区	
8	りんごの森保育園	11	南巣子保育園	15	川前保育園
9	元村保育園	12	ハレルヤ保育園		
10	牧の林すずの音保育園	13	巣子保育園		
		14	あさひ幼稚園		

柳沢小学校区		一本木小学校区		姥屋敷小学校区	
16	柳沢保育園	17	一本木保育園	18	姥屋敷保育所

## (2) 人口推計

本市の将来人口は、令和2年は54,692人となっていますが、令和6年には811人減り53,881人となり緩やかに減少していく見込みになっています。

11歳までの子どもの数の推計値を見ると、令和2年は5,928人となっていますが、令和6年は598人減少し、5,330人となっています。



資料：児童福祉課（コーホート変化率法で算出）

### (3) 量の見込みの算出方法について

本計画における見込み量の推計にあたり、推計人口とニーズ調査から算出されたサービスの利用意向をもとに、現状の利用や申し込み状況を加味し計画期間における見込み量を算出しました。

#### 【算出項目】

##### ①教育・保育施設および地域型保育事業

	対象事業	対象年齢
1	1号認定(認定こども園、幼稚園)	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭(認定こども園、幼稚園)	3～5歳
3	2号認定(認定こども園、保育所)	3～5歳
4	3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	0～2歳

##### ②地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	対象年齢
1	利用者支援事業	—
2	延長保育事業	0～5歳
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	3～5歳
4	放課後児童健全育成事業	6～12歳
5	子育て短期支援事業	0～18歳
6	乳児家庭全戸訪問事業	0歳児
7	養育支援訪問事業	0～5歳
8	地域子育て支援拠点事業	—
9	一時預かり事業	0～5歳
10	病児保育事業	0～12歳
11	ファミリー・サポート・センター事業	3か月～12歳
12	妊婦健康診査	—

### 【算出方法】

- ◎コーホート変化率法※により、令和2～6年度の0～11歳の子どもの人口を推計
- ◎ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労意向の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出
- ◎家庭類型ごとに利用状況・利用意向から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせ、ニーズ量を算出

#### ■家庭類型別児童数の算出

$$\boxed{\text{推計児童数（人）}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型割合}} = \boxed{\text{家庭類型別児童数}}$$

#### ■ニーズ量の算出

$$\boxed{\text{家庭類型別児童数}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{ニーズ量}}$$

※コーホート変化率法（注）とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

## 第 4 章 施策の内容

### 基本目標 1 子どもがすくすく育つ環境づくり

#### (1) 多様な保育等の確保

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、量の見込みの確保方策及びその実施時期を以下のとおり定めます。

#### ① 3歳以上の子ども

ア. 教育を希望する子ども（1号認定＋2号認定【幼稚園・認定こども園】）

3-5歳で保育の必要性はなく、教育ニーズが高い1号認定と、保育の必要性のある2号認定ではあるものの、幼児期の学校教育の利用希望が強いものです。

#### ■見込み量と確保方策※

		令和元年 実績	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
①見込み量 (必要利用定員総数)		779	782	778	776	773	774
1号認定		624	451	457	448	446	447
2号認定(うち幼児期の学校教育 利用を希望する)		155	331	321	328	327	327
②確保方策		975	905	905	905	905	905
認定こども園・幼稚園 (特定教育・保育施設)	(人)	225	395	395	395	395	395
	(か所)	2	3	3	3	3	3
確認を受けない 幼稚園	(人)	750	510	510	510	510	510
	(か所)	3	2	2	2	2	2
③過不足(②-①)		196	123	127	129	132	131

(注1) 1号認定者の見込み量は国指針に基づき3-5歳人口から2号認定者数を除いた数としている。

(注2) 確保方策の数値は定員数。

(注3) 令和元年実績の数値は令和元年5月1日の在籍児童数。

※確保方策：量の見込みに対し、教育・保育では子どもの認定区分（1号・2号・3号）ごとに、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定。また、地域子ども・子育て支援事業では、事業の種類ごとに、各年度における支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定するものです。

イ. 保育を希望する子ども（2号認定【保育施設】）

3-5歳で保育の必要性がある2号認定のうち、保育所の利用希望が強いものです。

■見込み量と確保方策

		令和元年 実績	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
①見込み量 (必要利用定員総数)		887	846	840	836	805	781
②確保方策		893	892	892	892	892	892
私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	641	640	640	640	640	640
	(か所)	13	13	13	13	13	13
認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	100	170	170	170	170	170
	(か所)	2	3	3	3	3	3
利用定員の弾力的 運用(特定教育・保 育施設)	(人)	146	64	64	64	64	64
	(か所)	15	10	10	10	10	10
へき地保育事業 (特定地域型保育事 業)	(人)	6	18	18	18	18	18
	(か所)	1	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)		6	46	52	56	87	111

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(注2) 令和元年実績の数値は令和元年9月1日の在籍児童数。

■見込み量と確保方策（提供区域別）

		篠木・滝沢・鶴飼・ 滝沢中央小学校区	滝沢第二・東・一本 木・柳沢小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和 2年	①見込み量(必要利用定員総数)	597	246	3	
	②確保方策	603	271	18	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	369	271	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	170	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	64	0	0
		(か所)	10	0	0
へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	18	
	(か所)	0	0	1	
③過不足(②-①)	6	25	15		
令和 3年	①見込み量(必要利用定員総数)	593	244	3	
	②確保方策	603	271	18	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	369	271	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	170	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	64	0	0
		(か所)	10	0	0
へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	18	
	(か所)	0	0	1	
③過不足(②-①)	10	27	15		
令和 4年	①見込み量(必要利用定員総数)	590	243	3	
	②確保方策	603	271	18	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	369	271	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	170	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	64	0	0
		(か所)	10	0	0
へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	18	
	(か所)	0	0	1	
③過不足(②-①)	13	28	15		



		篠木・滝沢・鶴飼・ 滝沢中央小学校区	滝沢第二・東・一本 木・柳沢小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和 5年	①見込み量(必要利用定員総数)		567	235	3
	②確保方策		603	271	18
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	369	271	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	170	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	64	0	0
		(か所)	10	0	0
	へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	18
		(か所)	0	0	1
③過不足(②-①)		36	36	15	
令和 6年	①見込み量(必要利用定員総数)		550	228	3
	②確保方策		603	271	18
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	369	271	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	170	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	64	0	0
		(か所)	10	0	0
	へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	18
		(か所)	0	0	1
③過不足(②-①)		53	43	15	

② 3歳未満の子ども

0-2歳で保育の必要性がある認定区分です。0歳児と1-2歳児に分けて定めます。

ア. 0歳児（3号認定）

■見込み量と確保方策

		令和元年 実績	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
①見込み量 (必要利用定員総数)		197	164	165	169	171	172
②確保方策		184	168	173	178	181	181
私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	134	137	137	137	137	137
	(か所)	13	13	13	13	13	13
認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	20	26	26	26	26	26
	(か所)	2	3	3	3	3	3
利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	30	5	5	5	5	5
	(か所)	14	15	16	16	16	16
小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	-	-	5	10	13	13
	(か所)	-	-	2	3	3	3
③過不足(②-①)		-13	4	8	9	10	9

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(注2) 令和元年実績の数値は令和元年9月1日の在籍児童数。

(注3) へき地保育事業は私立保育所（特定教育・保育施設）に含む。

■見込み量と確保方策（提供区域別）

		篠木・滝沢・鶴飼・ 滝沢中央小学校区	滝沢第二・東・一本 木・柳沢小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和 2年	①見込み量(必要利用定員総数)	117	47	0	
	②確保方策	114	54	0	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	85	52	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	26	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	3	2	0
		(か所)	9	6	0
	小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	0	0	0
(か所)		0	0	0	
③過不足(②-①)		-3	7	0	

		篠木・滝沢・鶴飼・ 滝沢中央小学校区	滝沢第二・東・一本 木・柳沢小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和3年	①見込み量(必要利用定員総数)	118	47	0	
	②確保方策	119	54	0	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	85	52	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	26	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	3	2	0
		(か所)	10	6	0
小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	5	0	0	
	(か所)	1	1	0	
③過不足(②-①)		1	7	0	
令和4年	①見込み量(必要利用定員総数)	121	48	0	
	②確保方策	125	53	0	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	85	52	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	26	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	4	1	0
		(か所)	10	6	0
小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	10	0	0	
	(か所)	2	1	0	
③過不足(②-①)		4	5	0	
令和5年	①見込み量(必要利用定員総数)	122	49	0	
	②確保方策	125	56	0	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	85	52	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	26	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	4	1	0
		(か所)	10	6	0
小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	10	3	0	
	(か所)	2	1	0	
③過不足(②-①)		3	7	0	

		篠木・滝沢・鶴飼・ 滝沢中央小学校区	滝沢第二・東・一本 木・柳沢小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和 6年	①見込み量(必要利用定員総数)	123	49	0	
	②確保方策	125	56	0	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	85	52	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	26	0	0
		(か所)	3	0	0
	利用定員の弾力的運用 (特定教育・保育施設)	(人)	4	1	0
		(か所)	10	6	0
	小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	10	3	0
		(か所)	2	1	0
③過不足(②-①)		2	7	0	

イ. 1-2 歳児（3号認定）

■見込み量と確保方策

		令和元年 実績	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
①見込み量 (必要利用定員総数)		629	581	581	576	575	575
②確保方策		595	578	593	593	593	593
私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	486	413	413	413	413	413
	(か所)	13	13	13	13	13	13
認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	85	100	100	100	100	100
	(か所)	2	3	3	3	3	3
へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	12	12	12	12	12	12
	(か所)	1	1	1	1	1	1
一時預かり事業 幼稚園Ⅱ型	(人)	12	12	12	12	12	12
	(か所)	1	1	1	1	1	1
利用定員の弾力的 運用	(人)	-	41	41	41	41	41
	(か所)	-	16	16	16	16	16
小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	-	-	15	15	15	15
	(か所)	-	-	2	3	3	3
③過不足(②-①)		-34	-3	12	17	18	18

(注1) 確保方策の数値は定員数。

(注2) 令和元年実績の数値は令和元年9月1日の在籍児童数。

■見込み量と確保方策（提供区域別）

		篠木・滝沢・鶴飼・ 滝沢中央小学校区	滝沢第二・東・一本 木・柳沢小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和 2年	①見込み量(必要利用定員総 数)	412	165	4	
	②確保方策	402	164	12	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	261	152	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	100	0	0
		(か所)	3	0	0
	へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	12
		(か所)	0	0	1
	一時預かり事業 幼稚園Ⅱ型	(人)	12	0	0
		(か所)	1	0	0
	利用定員の弾力的 運用	(人)	29	12	0
		(か所)	10	6	0
	小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	0	0	0
(か所)		0	0	0	
③過不足(②-①)		-10	-1	8	

		篠木・滝沢・鶴飼・ 滝沢中央小学校区	滝沢第二・東・一本 木・柳沢小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和 3年	①見込み量(必要利用定員総 数)	412	165	4	
	②確保方策	412	169	12	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	261	152	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	100	0	0
		(か所)	3	0	0
	へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	12
		(か所)	0	0	1
	一時預かり事業 幼稚園Ⅱ型	(人)	12	0	0
		(か所)	1	0	0
	利用定員の弾力的 運用	(人)	29	12	0
(か所)		10	6	0	
小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	10	5	0	
	(か所)	1	1	0	
③過不足(②-①)	0	4	8		
令和 4年	①見込み量(必要利用定員総 数)	408	164	4	
	②確保方策	412	169	12	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	261	152	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	100	0	0
		(か所)	3	0	0
	へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	12
		(か所)	0	0	1
	一時預かり事業 幼稚園Ⅱ型	(人)	12	0	0
		(か所)	1	0	0
	利用定員の弾力的 運用	(人)	29	12	0
(か所)		10	6	0	
小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	10	5	0	
	(か所)	2	1	0	
③過不足(②-①)	4	5	8		

		篠木・滝沢・鶴飼・ 滝沢中央小学校区	滝沢第二・東・一本 木・柳沢小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和5年	①見込み量(必要利用定員総数)	407	164	4	
	②確保方策	412	169	12	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	261	152	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	100	0	0
		(か所)	3	0	0
	へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	12
		(か所)	0	0	1
	一時預かり事業 幼稚園Ⅱ型	(人)	12	0	0
		(か所)	1	0	0
	利用定員の弾力的 運用	(人)	29	12	0
		(か所)	10	6	0
	小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	10	5	0
(か所)		2	1	0	
③過不足(②-①)		5	5	8	
令和6年	①見込み量(必要利用定員総数)	407	164	4	
	②確保方策	412	169	12	
	私立保育所 (特定教育・保育施設)	(人)	261	152	0
		(か所)	7	6	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	(人)	100	0	0
		(か所)	3	0	0
	へき地保育事業 (特定地域型保育事業)	(人)	0	0	12
		(か所)	0	0	1
	一時預かり事業 幼稚園Ⅱ型	(人)	12	0	0
		(か所)	1	0	0
	利用定員の弾力的 運用	(人)	29	12	0
		(か所)	10	6	0
	小規模保育事業 (地域型保育施設)	(人)	10	5	0
(か所)		2	1	0	
③過不足(②-①)		5	5	8	

ウ. 3歳未満の子ども（3号認定）の保育利用率

■保育利用率

	令和元年 実績	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
保育利用率	59.9%	60.2%	63.8%	66.4%	68.6%	70.6%
確保方策(人)	779	746	766	771	774	774
3歳未満の推計児童数 (人)	1,301	1,239	1,200	1,162	1,128	1,096

(注) 保育利用率 = (0歳児(3号)の確保方策 + 1・2歳児(3号)の確保方策) ÷ 3歳未満推計児童数。



### ③教育・保育の確保方策等に関する今後の方向性

- 令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、完全無償化の対象となる3歳～5歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます増加することも考えられるため、受け皿の整備や施設等利用給付の実施について保護者や無償化対象施設等（以下、「特定子ども・子育て支援施設等」という。）の経済的負担軽減や利便性等の状況をみながら検討を進めます。（無償化には、私学助成対象の私立幼稚園、認可外保育施設等も含まれます。）  
また、特定子ども・子育て支援施設等については、施設の確認や公示に関する情報の共有や、指導監査や是正指導等の実施に向けて県との連携を図ります。
- 待機児童の発生や多様な保育ニーズに対応できるように、利用定員の弾力的運用により定員を補填するほか、小規模保育事業の設置にむけた検討を進めます。
- 保育士確保に向けて令和元年より開始している宿舍借り上げ事業等の就業継続支援や処遇改善に係るキャリアアップの仕組みに取り組むほか、子育て支援員の養成等、子育て支援に関わる人が増えるように取組を推進します。また、幼稚園における2歳児の受け入れや預かり保育を推進することで、多様な保育ニーズに答えられるように努めます。
- 平成 29 年 3 月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が位置付けられたことから、教育・保育施設の交流や教職員の研修など、子どもの豊かな育ちと学びを保障できる質の高い教育・保育の確立をめざします。
- 幼児教育・保育において質の向上を図れるよう、専門性を有する者の配置・確保について検討します。
- 医療的ケア児や外国人、海外から帰国した幼児など多様な環境にある子どもが、必要とする幼児教育・保育を受けられるように、関係機関と連携して支援できる体制の構築に努めます。

### （2）地域型保育給付の充実

- 0～2歳児の低年齢児の保育ニーズや保護者の働き方等に合わせて保育施設を選択できる環境が求められていることから、地域型保育の開所について検討を行うとともに、事業者等にも広く情報発信を行い開所に関する支援を行います。

#### 【地域型保育事業】

- 小規模保育（利用定員6人以上 19人以下）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育（従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供）

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### 【地域子ども・子育て支援事業】

##### ①利用者支援

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

#### ■見込み量と確保方策

	平成 30 年実績	令和元年 見込み	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①見込み量(回/ 年) 母子フォローミティ ーング	12	12	12	12	12	12	12
②確保方策(回/年)	12	12	12	12	12	12	12
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0	0

■安心して子育てができる環境が整うよう、妊娠期から出産、子育て期へと切れ目のない支援体制の強化を図っていくために、平成 30 年度に子育て世代包括支援センターを設置しました。

##### ②延長保育事業

保育所の通常保育時間（午前7時～午後6時）を超えて保育が必要な世帯に延長保育を実施する事業です。

#### ■見込み量と確保方策

	平成 30 年実績	令和元年 見込み	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
①見込み量(人)	894	848	817	788	761	736	714	
②確保 方策	(人)	894	848	817	788	761	736	714
	(か所)	15	15	15	15	15	15	15
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0	0	

■市内保育所 15 園で実施されています。働き方改革等の社会的情勢により利用者はゆるやかな減少傾向にありますが、今後も引き続き市内すべての保育所で実施します。

### ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者で生計が困難である世帯について、保護者が支払うべき副食費（おかずやおやつ）等の費用の一部を補助することにより、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援等の利用を図ることを目的としています。

#### ■見込み量と確保方策

		平成30年実績	令和元年見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①見込み量(延べ利用人数)		0	80	90	100	110	120	130
②確保方策	(延べ利用人数)	0	80	90	100	110	120	130
	(か所)	0	3	2	2	2	2	2
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

■施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助について、令和元年度より事業を実施します。

### ④放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

#### ■見込み量と確保方策

		平成30年実績	令和元年見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①見込み量(必用利用定員総数)		786	801	731	717	699	681	662
低学年(人)		623	615	562	554	547	535	520
高学年(人)		163	186	169	163	152	146	142
②確保方策	(人)	1,063	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143	1,143
	(か所)	16	19	19	19	19	19	19
③過不足(②-①)		277	342	412	426	444	462	481

■現在、市内19支援単位で実施しています。平成31年4月から開校した滝沢中央小学校区に、滝沢中央学童保育クラブ第1、第2の2支援単位を新設しました。ニーズの増加や多様化に対応できるよう、放課後子ども教室との一体的な運営方法について整理し、全校児童を対象とした事業への拡大を検討します。

■見込み量と確保方策（提供区域別）

		篠木 小学校区	鶺鴒 小学校区	滝沢中央 小学校区	滝沢 小学校区	
令和元年	①見込み量 (必要利用定員総数)	124	167	129	149	
	②確保方策	(人)	198	145	169	207
		(か所)	3	3	3	3
	③過不足(②-①)	74	△ 22	40	58	
令和2年	①見込み量 (必要利用定員総数)	112	128	138	126	
	②確保方策	(人)	198	145	169	207
		(か所)	3	3	3	3
	③過不足(②-①)	86	17	31	81	
令和3年	①見込み量 (必要利用定員総数)	107	129	143	125	
	②確保方策	(人)	198	145	169	207
		(か所)	3	3	3	3
	③過不足(②-①)	91	16	26	82	
令和4年	①見込み量 (必要利用定員総数)	108	126	138	117	
	②確保方策	(人)	198	145	169	207
		(か所)	3	3	3	3
	③過不足(②-①)	90	19	31	90	
令和5年	①見込み量 (必要利用定員総数)	107	120	133	116	
	②確保方策	(人)	198	145	169	207
		(か所)	3	3	3	3
	③過不足(②-①)	91	25	36	91	
令和6年	①見込み量 (必要利用定員総数)	111	108	134	107	
	②確保方策	(人)	198	145	169	207
		(か所)	3	3	3	3
	③過不足(②-①)	87	37	35	100	

		滝沢第二 小学校区	滝沢東 小学校区	一本木 小学校区	柳沢 小学校区	姥屋敷 小学校区	
令和元年	①見込み量 (必要利用定員総数)	106	88	34	4	0	
	②確保方策	(人)	214	113	61	36	0
		(か所)	3	2	1	1	0
	③過不足(②-①)	108	25	27	32	0	
令和2年	①見込み量 (必要利用定員総数)	88	101	32	6	0	
	②確保方策	(人)	214	113	61	36	0
		(か所)	3	2	1	1	0
	③過不足(②-①)	126	12	29	30	0	
令和3年	①見込み量 (必要利用定員総数)	86	89	33	5	0	
	②確保方策	(人)	214	113	61	36	0
		(か所)	3	2	1	1	0
	③過不足(②-①)	128	24	28	31	0	
令和4年	①見込み量 (必要利用定員総数)	85	89	31	5	0	
	②確保方策	(人)	214	113	61	36	0
		(か所)	3	2	1	1	0
	③過不足(②-①)	129	24	30	31	0	
令和5年	①見込み量 (必要利用定員総数)	90	83	27	5	0	
	②確保方策	(人)	214	113	61	36	0
		(か所)	3	2	1	1	0
	③過不足(②-①)	124	30	34	31	0	
令和6年	①見込み量 (必要利用定員総数)	90	82	25	5	0	
	②確保方策	(人)	214	113	61	36	0
		(か所)	3	2	1	1	0
	③過不足(②-①)	124	31	36	31	0	

### ⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力等により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

#### ■見込み量と確保方策

		平成30年実績	令和元年見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①見込み量(延べ利用人数)		56	20	20	20	20	20	20
②確保方策	(延べ利用人数)	56	20	20	20	20	20	20
	(か所)	5	5	5	5	5	5	5
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

#### ■施設の状況

実施施設	所在地
児童養護施設 和光学園	盛岡市
児童養護施設 青雲荘	盛岡市
児童養護施設 みちのくみどり学園	盛岡市
日赤岩手乳児院	盛岡市
善友乳児院	盛岡市



■盛岡市の施設(5か所)に委託事業として実施しています。今後も引き続き委託事業により実施します。

### ⑥乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

#### ■見込み量と確保方策

	平成30年実績	令和元年見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①見込み量(人)	378	395	395	395	395	395	395
②確保方策		実施体制:2人 実施機関:滝沢市					
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-	-	-

■すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目指します。

### ⑦養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

#### ■見込み量と確保方策

	平成30年実績	令和元年見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①見込み量(延べ人数)	11	10	10	10	10	10	10
②確保方策(人)	11	10	10	10	10	10	10
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	0	0

■必要と認められるすべての児童・保護者に対して実施します。



### ⑧地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談等を提供する事業です。

#### ■見込み量と確保方策

		平成 30 年実績	令和元年 見込み	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①見込み量(人/月)		1,030	994	959	925	893	862	832
②確保 方策	(人/月)	1,030	994	959	925	893	862	832
	(か所)	4	4	4	4	4	4	4
③実施個所数		4	4	4	4	4	4	4

■市では、市内 4 か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。

■育児のノウハウを蓄積している保育所を活用し、地域の子育て家庭への育児相談・発達相談、施設開放によるサークル支援、保育所行事への参加など、地域の子育て支援の中核的施設として育児不安の解消や子育ての指導などの支援を実施します。

■見込みの量については、各月ごとの「交流の場の提供と交流の促進について」の利用者数を主として見込んでいます。

### ⑨一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

幼稚園在園児を対象としたものとそれ以外とのものがあります。

#### ア. 幼稚園在園児以外の預かり保育（一般型）

##### 【一時保育】

理由を問わず、保護者が子どもを保育できないときに、保育所等で一時的に子どもを預かる事業です。

#### ■見込み量と確保方策

		平成 30 年実績	令和元年 見込み	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①見込み量 (延べ人数)		773	640	508	488	470	453	439
②確保方策(人)		773	640	508	488	470	453	439
	(か所)	15	15	16	16	16	16	16
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

(注) 見込み量、確保方策にはファミリー・サポート・センターの実績を含んでいない。



イ. 幼稚園における預かり保育

【幼稚園Ⅰ型】

認定こども園及び新制度幼稚園に通う1号の在園児を対象に、教育時間外に園内で園児を保育する事業です。

■見込み量と確保方策

		平成30年実績	令和元年見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①見込み量 (平日・延べ人数)		38,177	40,557	44,975	43,187	41,619	40,082	38,859
②確保 方策	(人)	38,177	40,557	44,975	43,187	41,619	40,082	38,859
	(か所)	1	2	3	3	3	3	3
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

ウ. 2歳児の幼稚園における預かり保育

【幼稚園Ⅱ型】

2歳児が満3歳になるまでの間、幼稚園等で一時的に子どもを預かる事業です。  
令和元年度から事業を開始しています。

■見込み量と確保方策

		平成30年実績	令和元年見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①見込み量 (延べ人数)		0	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
②確保 方策	(人)	0	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
	(か所)	0	1	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

■私立保育所及び認定こども園の定員数の増加に伴い、利用者は減少傾向にありますが、今後も需要動向を注視しつつ、一時的な保育サービスを継続して提供します。

## ⑩病児保育事業

保育所や幼稚園等に通園している子ども（小学6年生まで利用可能）が、病気や病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専門スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。

### ■見込み量と確保方策（病児対応型）

		平成30年実績	令和元年見込み	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①見込み量(人日)		697	753	698	722	701	679	660
②確保方策	(人日)	697	753	698	722	701	679	660
	(か所)	2	6	6	6	6	6	6
③過不足(②-①)			0	0	0	0	0	0

### ■施設の状況

実施施設	開設日及び時間	開設日数	定員	年間受入可能人数
キッズケアルーム風船	月～金 8:00～18:00 土 8:00～12:30	294	4名	1,176人日
グレイス病児保育室	月～金 8:30～17:30	247	4名	988人日
たんぼぼ病児保育所	月～金 8:00～18:00	247	6名	1,482人日
ままぼけっと	月～金 8:00～17:30	247	6名	1,482人日
虹っ子ケアルーム	月～金 9:00～17:40	247	8名	1,976人日
病児保育室フレンズ	月～金 8:00～17:30	247	4名	988人日

■市では平成30年度まで、2か所の病児保育施設で実施していましたが、令和元年度から盛岡市及び矢巾町と広域協定を締結し、締結市町の利用料が一律になりました。これにより、協定市町の病児保育施設を利用することで、さらなる病児の受入体制を強化します。また、季節的な需要動向を注視しつつ、柔軟な受け入れ体制を図ります。



### ⑪ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）とが、様々な育児の手助けを行う相互援助活動事業です。

#### ■見込み量と確保方策

	平成 30 年実績	令和元年 見込み	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①見込み量 (活動件数/年)	670	646	623	601	580	560	540
依頼会員(人)	480	463	447	431	416	401	387
提供会員(人)	82	79	76	73	70	68	66
兼ねる会員(人)	23	22	21	20	19	18	17
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)	-	-	-	-	-	-	-

■ファミリー・サポート・センターの登録会員数・利用件数ともに減少傾向にありますが、事業の周知を図り、登録会員の増加と利用のしやすさの向上に取り組めます。

### ⑫妊婦健康診査

妊娠届出時または転入時に、医療機関で個別に受診し市が公費負担する一般健康診査の受診票を交付し、出産及び子育てにおける身体的、経済的な支援を行う事業です。

#### ■見込み量と確保方策

		平成 30 年実績	令和元 年 見込み	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
①見込 み量	(交付実人数)	441	451	450	450	450	450	450
	(延べ回数)	5,968	6,088	6,075	6,075	6,075	6,075	6,075
②確保方策		岩手県医師会長契約						
③過不足(②-①)		-	-	-	-	-	-	-

■妊婦に対する健康診査を届出週数に応じて最大 14 回実施しています。今後もすべての妊婦に対し現行通り実施します。

#### (4) 教育・保育の連携と提供体制の確保

##### ①認定こども園の移行促進

■本市でも幼稚園や保育所からの認定こども園への移行が進んでいます。今後も、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の教育・保育ニーズの状況や幼稚園及び保育所の意向等を考慮しながら、本市の状況を踏まえて認定こども園への移行等幼保一体化を推進します。

##### ②質の高い教育・保育や子育て支援の推進

■質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であることから、各種研修を行うとともに、研修機会を活用できるように支援します。

##### ③人材の確保

■教育・保育ニーズへの対応として、保育士等の人材を確保できるように、働きやすい環境づくりや受け入れ体制の整備や情報共有において官民連携を強化します。

#### (5) 小学校との連携強化

##### ①認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、放課後児童クラブとの連携の推進

■子どもの成長に応じて切れ目のない支援を行うために、就学前の教育・保育施設と小学校、放課後児童クラブとの連携を支援します。

■特に、配慮が必要な子どもが増加傾向にあることから、保育・教育施設等への巡回指導事業や幼児ことばの教室等で、担当・保護者・施設など関係機関との情報共有を図り、小学校の就学時につなげていくとともに、柔軟な連携を図れるように仕組みの構築を検討します。

## (6) 放課後児童の子ども達の居場所づくりと環境改善

- 現在、放課後児童クラブを学区ごとに19施設設置していますが、保護者の就労形態の多様化などで利用希望者が増加することも踏まえ、放課後児童クラブの整備等も含めた子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進します。
- 利用希望者の増加に伴う職員の確保に向けて、求人に関する情報発信や就業環境の改善等、利用ニーズに対応できるように体制強化に向けた支援を行います。

## (7) 母子保健と医療の充実

### ①妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 妊娠・出産期は、子育てにおいても不安が多い時期となるため、妊娠・出産に関する精神的な不安や負担の軽減、母子の健康の確保のために各種健診や各種訪問事業による相談体制の充実を図ります。
- また、子育て世代包括支援センターを中心に、安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期へと切れ目のない支援体制の強化を図ります。
- 虐待を未然に防ぐため、妊婦のメンタルヘルス対策や虐待のハイリスクとなる妊婦への早期からの支援など、各種母子保健事業を推進する中で児童虐待の防止や早期発見に努めます。

#### 【主な事業】

- |            |              |
|------------|--------------|
| ○妊婦保健事業    | ○妊産婦・乳幼児相談事業 |
| ○乳幼児健康診査事業 | ○育児支援事業      |
| ○療育支援      | ○思春期保健事業     |
| ○食育推進事業    | ○特定不妊治療助成事業  |

### ②子どもと家族の健康・安心支援

- 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりとして、市内の小児科などとの連携を図るとともに、近隣自治体と連携し、かかりつけ医、小児救急、休日救急などによる24時間切れ目のない小児医療体制の構築に取り組むとともに、医療機関情報や子どもの急病への応急処置などの情報提供の充実を図ります。
- 安定した医療助成制度を運営・実施し、母体の健康保持をするとともに、乳児の健全な育成を促します。

#### 【主な事業】

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ○妊産婦医療費給付事業 | ○子ども医療費給付事業 |
|-------------|-------------|

## 基本目標 2 安心して子育てができる環境づくり

### (1) 仕事と子育ての両立支援

#### ①産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

- 保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。
- 国では、女性の就業率 80%を目標に取組を推進しており、これに対応した教育・保育の受け皿の確保が進められています。また、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、完全無償化の対象となる3歳～5歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられるため、計画的に受け皿の整備について検討を進めます。

#### ②「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

- 保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進が必要です。これらは本市のみで実現することは難いため、国や県、企業などと一体となって取組を推進します。
- 平成 27 年 4 月に策定した「たきざわ輝きプラン 2～滝沢市男女共同参画計画～」に基づき、男女がともに仕事と家庭を両立できるよう、男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発に努めます。

### (2) 子育てに係る経済的負担の軽減

- 各種手当の支給、就学援助費給付等を行うことで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- 経済的に困窮している家庭の自立に向けた支援を、自立支援、子どもの学習支援、生活支援等の各種事業と一体的に推進します。

### (3) ひとり親世帯への支援

- ひとり親家庭については、児童扶養手当の支給をはじめ、各種手当や助成を実施し、経済的な負担軽減に努めます。
- 保育や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用に際しての配慮に努めます。
- 自立支援プログラム等による就業支援を進め、経済的な自立を促進しています。
- 母子・父子自立支援員を配置し、様々な問題を抱えるひとり親家庭の相談支援を行い、家族からの暴力など緊急な対応が必要な場合や、相談内容が複雑化した場合など、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

### (4) 児童虐待防止対策（又は要保護等児童対策）の充実

- 保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加している現状に対応するため、国では、児童虐待防止法、児童福祉法を改正し、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等の推進が進められています。
- 本市においても、国の法改正等の趣旨を踏まえ、児童虐待防止対策を総合的に推進します。

#### ①児童の権利擁護の推進

- 親権者や児童福祉施設の職員等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを各種会議や研修機会、広報資料等を通じて広く啓発します。
- 児童が意見を言えるような環境を作るとともに、その機会やその後を支援できるように児童の権利を守ることができる仕組みの在り方を検討します。

#### ②関係機関との連携と相談体制の強化

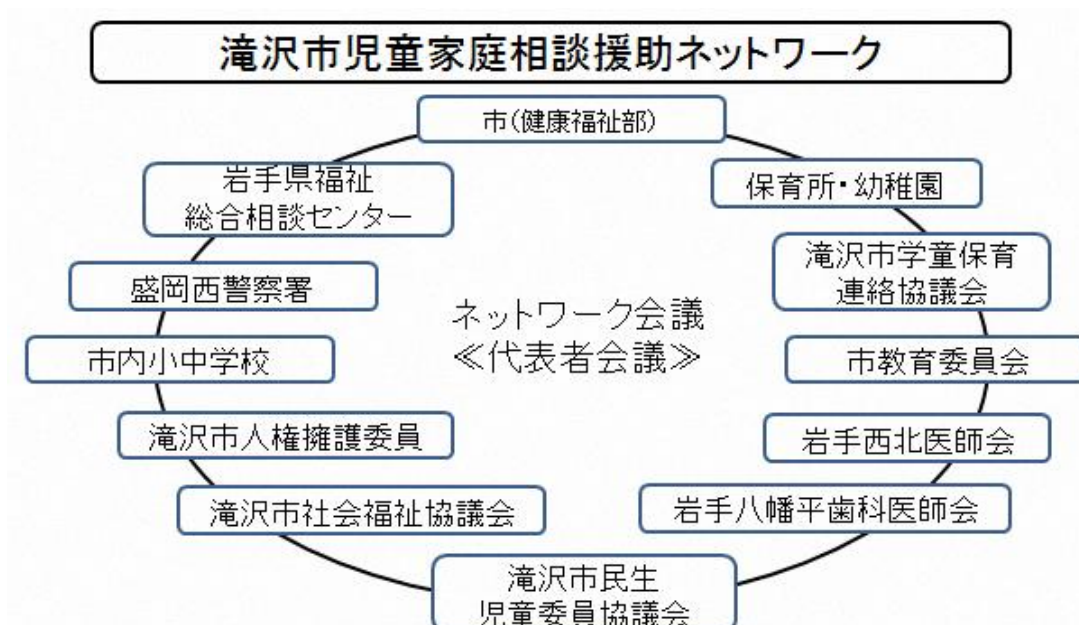
- 「滝沢市児童家庭相談援助ネットワーク会議」を活用し、要保護児童の早期発見のための保育・教育施設、小学校などの関係機関等との連携体制強化や啓発活動を行います。
- 家庭児童相談員が要保護児童の発生が懸念される家庭や、相談支援活動が必要な家庭に対する支援を実施します。
- DV対策との連携により児童虐待を早期発見できるように庁内連携や関係機関との連携を強化します。

### ③虐待の発生予防と早期発見・対応

- 虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の早期把握に努めます。
- 特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげます。
- 児童虐待防止に関する知識の普及啓発に取り組むとともに、虐待の発生予防や早期発見等のため、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域の関係団体との連携を強化します。
- 子どもの安全確認ができない場合には、警察や児童相談所と連携し立ち入り調査を行うとともに、虐待に関する関係機関との情報共有や、一時保護の実施など迅速な対応に努めます。

### ④社会的養護施設との連携

- 社会的養護を必要とする子どもには、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長できるように、学校や地域の関係機関等とも連携できるような支援体制の強化を図ります。
- 母子生活支援施設については、母子がともに生活しながら必要な支援を受けることができることから、児童相談所等の関係機関と連携し、同施設の利用促進や支援機能の充実に努めます。





## (5) 子どもの貧困対策の推進

- 貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるように、成長段階に即した学習指導・機会の提供、貧困世帯が一層困難な状況に陥らないようにする生活支援、保護者への就労支援による生活基盤の安定化、生活困窮世帯を経済的に支え適切な養育環境を確保する支援など、様々な課題を解消し貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、子どもの最善の利益を考慮しながら推進します。

### ①子どもの可能性を伸ばすための教育・学習支援

- 家庭環境などに左右されることなく、学校に通う子どもの学力が育つよう、学校教育の充実に努めます。
- 社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を選択できるようにするため、就業に関する学習や職場体験等の体験活動の充実を図っています。
- 支援が必要な児童生徒が勉強しやすい環境を整備するために、個々に合わせた支援ができるよう取り組みます。
- 学校、地域、関係機関と行政が連携して、子どもにとって過ごしやすい、安全安心な居場所づくりや学習支援に関する取組を推進します。

### ②子どもや保護者の生活支援

- 生活困窮世帯やひとり親世帯をはじめ、すべての子育て世帯の保護者が抱えている悩みや不安に対応できる相談支援体制の充実を図ります。
- 地域や関係機関と連携して、子ども食堂の開催や普及に向けた取組を進めます。

### ③生活の自立に向けた就労支援

- 生活が困難な状況にある世帯に対して、就労や自立に向けた支援、育児と就労の両立支援など生活基盤を整えられるように支援を進めます。

### ④子どもの健やかな成長を支える経済的支援

- 世帯の状況に応じた各種手当の支給や助成制度などにより、経済的な負担の軽減や自立援助を行うとともに、これらの情報が入手できるように周知を進めます。

## (6) 障がい児支援の充実

- 障がいのある子どもについては、乳幼児健診など多様な事業の機会を通して早期発見・早期療育に取り組めます。
- また、障がいの早期発見ができるようになり、障がいのある子どもが増加し相談や支援ニーズも多くなることから、各関係機関と連携を図り適切な対応に努めます。
- 本市では「滝沢市障がい福祉計画」及び「滝沢市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもが可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けることのできる環境整備等を推進します。
- 認定こども園や幼稚園、保育所等の教育・保育施設での障がい児受け入れを促進するために、職員体制の充実・資質向上や、障がい児保育巡回指導などの訪問支援により受け入れ後のフォローを実施します。
- 複数（2人以上4人以下）の障がい児を受け入れ、これに対応するための職員を新規に雇い入れた放課後児童クラブについては、障がい児の受け入れ体制の促進のため、国加算額の1/4の額を「複数障がい児加算」として市単独で加算します。

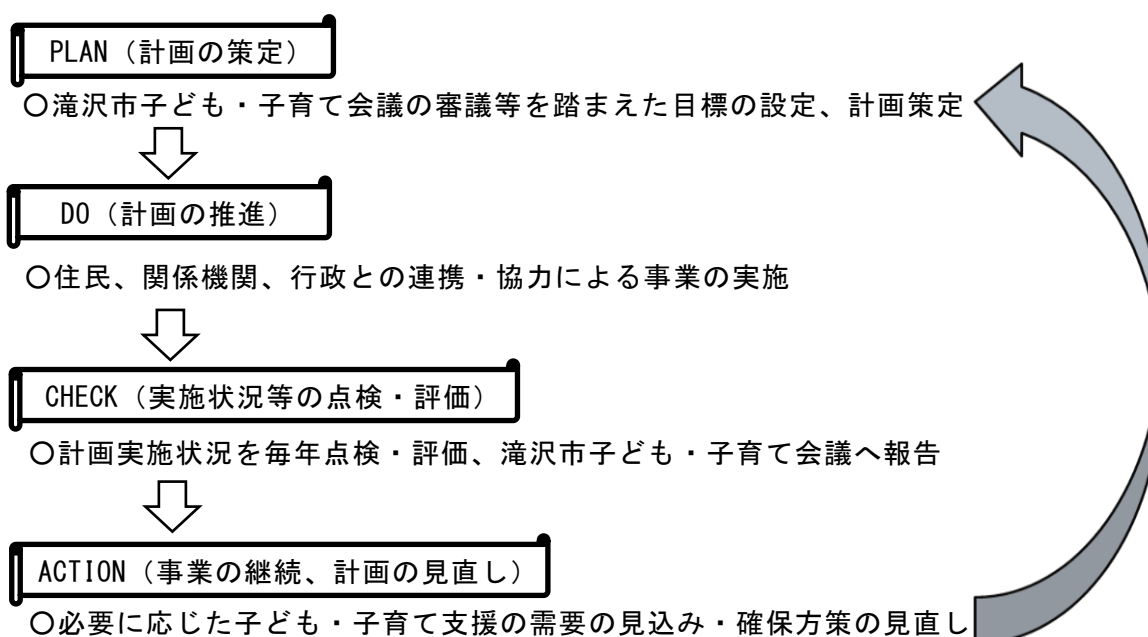
## 第5章 計画の推進

### 1. 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進行状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

#### 【滝沢市 子ども子育て支援事業計画に係る PDCA サイクル】



## 2. 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野のみならず、保健、医療、教育、就労等多岐にわたることから、児童福祉課が主管となって関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業の運営事業者をはじめとして、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関との適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

### (1) 家庭の役割

家庭は、子どもの人間性を育む基本的な場であり、子育ての一義的な責任は保護者が負うものです。その役割の重要性を再認識し、男女が共同で家事や育児を担い、思いやりや自主性、責任感などを育むことのできる家庭づくりに取り組むことが必要です。

さらに、地域との連携のもと、家族が親密なふれあいを保ち、互いに助け合う人間関係の形成に努めることが期待されます。

### (2) 地域の役割

地域は、子どもだけではなく、地域に住むすべての人々が生活を営む場です。地域にとって子どもは次代を担う大切な宝であるという認識をもちながら子どもの成長を見守り、育てていくことが必要です。

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、ボランティアや子育て経験者、高齢者など、様々な立場から子育てを支援することが期待されます。

### (3) 保育所・幼稚園・学校等の役割

保育所・幼稚園・学校等は、集団生活を通じて子どもたちが成長し、人格を形成する場です。地域と交流・連携・協働しながら、子どもの生きる力と豊かな心を育む保育・教育の充実に努めることが期待されます。

### (4) 事業主の役割

事業主・企業・事業所は、従業員が家庭や地域の一員としての役割を果たすことができるよう、就業環境・条件の整備・改善を積極的に推進するとともに、子育て家庭にやさしい、子育てしやすい環境づくりに努めることが期待されます。

## (5) 行政の役割

行政は、本計画の施策・事業を、関係各課等が整合性をもって推進できるよう連携体制の確立を図ります。それとともに、家庭、保育所・幼稚園・学校、地域、企業・事業所といった関係機関と連携・協働しながら、幅広い視野を持って少子化対策及び子ども・子育て支援対策を推進します。

また、法の整備等の全国的・広域的な問題については、国や県に対して要望・要請を行います。

## 資料編

### ○第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定経過等

期 日	内 容
平成31年2月	○滝沢市子育てに関するアンケート調査実施（2/1～2/15）
3月	◆平成30年度第2回滝沢市子ども・子育て会議（3/26） ・滝沢市子育てに関するアンケートについて
令和元年 5月	◆令和元年度第1回滝沢市子ども・子育て会議（5/31） ・滝沢市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定の概要について
6月	◇令和元年度第1回子育て支援プロジェクトチーム会議（6/24） ・滝沢市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画策定の概要について ○子ども・子育て支援事業計画施設調査実施（6/20～7/5）
11月	◆令和元年度第2回滝沢市子ども・子育て会議（11/29） ・第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画素案について
12月	◇令和元年第2回子育て支援プロジェクトチーム会議（12/6） ・第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画素案について（意見聴取6日～16日） ○計画素案についてパブリックコメントを実施（12/24～1/23）
令和2年 1月	◇令和元年第3回子育て支援プロジェクトチーム会議（1/15） ・パブリックコメントの中間報告について ・第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画案について ◆令和元年度第3回滝沢市子ども・子育て会議（1/23） ・パブリックコメントの中間報告について ・第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画案について ○パブリックコメントの実施結果について（1/23）
令和2年 2月	●政策調整報告会議（2/4） ○議会全員協議会（中間報告）（2/20） ●第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の決定（2/26） ○岩手県への協議（2/26）
令和2年 3月	○岩手県からの回答（3/31）
令和2年4月 第2期 滝沢市子ども・子育て支援事業計画スタート	

## ○滝沢市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月24日

条例第21号

改正 平成25年12月13日条例第49号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、滝沢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(委員)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者(法第6条に規定する者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者

(4) 学識経験者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、子ども・子育て会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が会議

に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。



## ○滝沢市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日)

No.	区 分		所 属 等	氏 名 等
1	(1)号委員	保護者	就学前児童保護者(公募委員)	大 沼 ま ゆ
2	//	//	就学前児童保護者(公募委員)	野 村 一 美
3	//	//	滝沢市PTA連絡協議会 監事	白 澤 仁
4	(2)号委員	事業従事者	社会福祉法人 滝沢市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	高 橋 正 俊
5	//	//	医療法人 山口クリニック 理事長	山 口 淑 子
6	(3)号委員	関係団体からの推薦	社会福祉法人 滝沢市保育協会 理事長	【副会長】 小 山 尚 元
7	//	//	社会福祉法人 撫子会 なでしこ保育園園長	安 保 裕 子
8	//	//	社会福祉法人 プレイズザロード ハレルヤ保育園園長	森 田 恵
9	//	//	学校法人 撫子学園 認定こども園ふ じなでしここども園園長	中 田 真理子
10	//	//	学校法人 つばめ学園 つばめ幼稚園園長	工 藤 純 世
11	//	//	滝沢市学童保育連絡協議会 こくぶん 学童クラブ放課後児童支援員	石 川 瞳
12	(4)号委員	学識経験者	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教授	【会長】 大 塚 健 樹
13	(5)号委員	市長が必要と認める者	盛岡広域振興局保健福祉環境部 保健福祉室福祉課課長(H31.4.24 ～)	原 勝 雄
14	//	//	株式会社ミクニ 盛岡事業所 総務グループリーダー	角 替 三 記
15	//	//	滝沢市校長会 滝沢第二小学校校長	藤 村 一 夫

\*敬称省略



---

---

## 第2期滝沢市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行／滝沢市 健康福祉部 児童福祉課

〒020-0692 滝沢市中鶴飼 55

TEL 019-684-2111

---

---